



豊能町子ども・子育て支援事業計画

とよの すくすく子どもプラン

平成 27 年 3 月

豊 能 町

あいさつ

我が国では、人口減少、少子高齢化、就労環境の変化、ライフスタイルの多様化、地域での人間関係の希薄化などを背景として、子ども・子育てを取り巻く環境は大きく変化し、保育ニーズも多様化しています。

このような中、平成24年8月に子ども・子育て支援法が制定され、質の高い教育・保育の提供及び地域の子育て支援の充実等を図るため、平成27年4月より、子ども・子育て支援新制度がスタートします。

本町では、本制度に基づき、これまで取り組んできた次世代育成支援行動計画を継承するとともに、本町の保育ニーズを踏まえ、子育て支援に関する様々な施策を総合的かつ計画的に推進していくため、平成27年度から平成31年度までの5年間の「豊能町子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

この計画に掲げた目標と具体的な施策を積極的に推進することにより、子育て家庭への支援や安心して子育てができる環境づくりに努めてまいりますので、町民の皆様の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、熱心に協議いただきました「豊能町子ども・子育て審議会」の委員の皆様、また、アンケートなどに際してご協力をいただきました保護者の皆様をはじめ、関係者の方々に深くお礼申し上げます。



平成27年3月

豊能町長 田中 龍一

目次

第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の背景	1
2	計画策定の趣旨	2
3	計画の位置づけ	3
4	計画期間	4
5	計画策定体制と経過	4

第2章 子どもと家庭を取り巻く環境の状況

1	社会的な状況	5
2	教育・保育施設の現状	10
3	子ども・子育て支援事業計画にかかるニーズ調査の結果と分析	12
4	次世代育成支援行動計画（後期計画）の評価	24
5	豊能町の子ども・子育てを取り巻く課題	26

第3章 計画の基本的な考え方

1	基本理念	28
2	基本方向	29
3	施策の体系	30

第4章 基本方向ごとの具体的な取組

基本方向1	子どもを安心して育てるための支援	31
基本方向2	子どもが元気に成長するための支援	34
基本方向3	子どもの育ちを支える環境の整備	38
基本方向4	すべての子どもが尊重されるまちづくり	41

第5章 教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の量の見込みと確保方策

1	教育・保育提供区域の設定	43
2	教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の推計の考え方	44
3	幼児期における学校教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期	47
4	地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期	50

第6章 計画の進行管理

1	施策の実施状況の点検	63
2	国・府等との連携	63

資料編

1	豊能町子ども・子育て審議会条例	64
2	豊能町子ども・子育て審議会規則	65
3	豊能町子ども・子育て審議会 審議経過	66
4	豊能町子ども・子育て審議会 委員名簿	67
5	用語解説（50音順）	68

1 計画策定の背景

近年、我が国において急速な少子化が進行する中、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、女性の社会進出に伴う共働き家庭の増加、就労環境の多様化などにより、子どもや子育てをめぐる環境は大きく変化しています。

また、女性の社会進出が進む一方で、就労の継続を希望しながらも、仕事と子育ての両立が困難であるとの理由により、出産を機に退職する女性が少なからず存在しているなど、出産に伴う女性の就労継続は依然として厳しい状況にあり、仕事と子育ての両立を希望する女性を支援する環境の整備が求められています。

本町では、子どもとともに育ちあう地域づくりを進めるため、保育・子育て支援サービスの充実や子どもを安心して育てることができる環境づくりなど、さまざまな取組を進めてきました。

今後も、すべての家庭が安心して子育てできるよう、子ども・子育てをめぐるさまざまな課題を解決し、子どもの育ちと子育てを、行政を始め地域社会全体で支援していくことが求められています。



2 計画策定の趣旨

わが国の子ども・子育て支援については、少子化社会対策基本法（平成 15 年）等に基づき、総合的な施策が講じられてきており、その中で、将来の次世代育成支援として、平成 15 年 7 月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、地方公共団体や事業主に行動計画を策定することが義務づけられ、次世代育成支援対策の推進を図ってきました。

そして、更なる子どもの育ちや子育てをめぐる社会や経済の環境の変化による現状・課題に対応し、子育てをしやすい社会にしていくために、地域での子どもや子育て家庭を包括的に支援する新しい支え合いの仕組みを構築することが求められ、「子ども・子育て関連 3 法」が平成 24 年 8 月に成立しました。

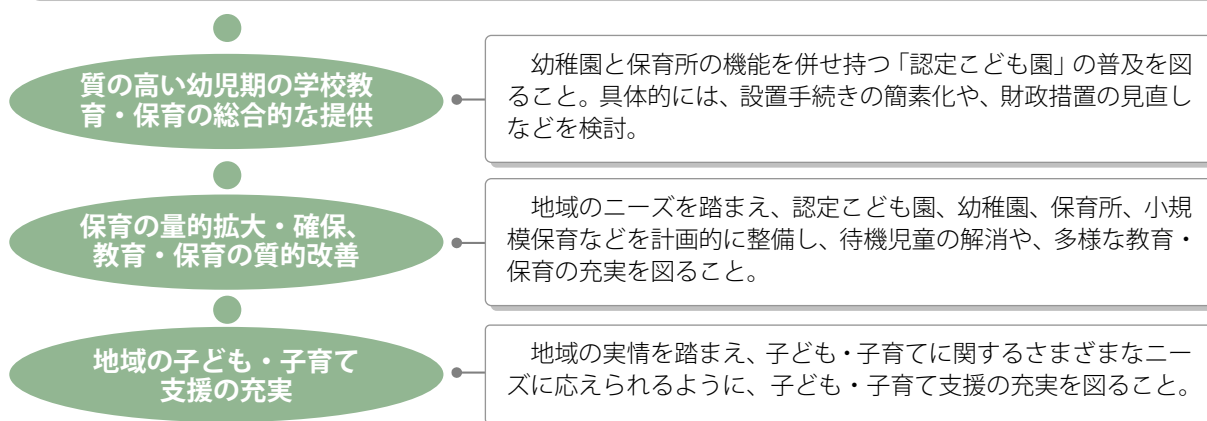
この法律の趣旨は、新たな子育て支援の仕組み「子ども・子育て支援新制度」として、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実を目指し、子ども・子育て関連法の一つ、「子ども・子育て支援法」では 5 年を 1 期とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」を定めるものとしています。

本町では、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの「子ども・子育て支援法」の考えを基本に、妊娠、出産期から学童期に至るまでの家庭を切れ目なく支援することにより、一人ひとりの子どもがすこやかに育ち、社会の一員として成長することができる環境を整備することを目的に計画を策定します。

【 子ども・子育て関連 3 法と制度の主な内容 】

新制度の創設に関する次の 3 つの法律を合わせて、「子ども・子育て関連 3 法」と呼ばれています。

1. 子ども・子育て支援法
2. 認定こども園法の一部を改正する法律
3. 関係法律の整備等に関する法律（児童福祉法等の改正）



3 計画の位置づけ

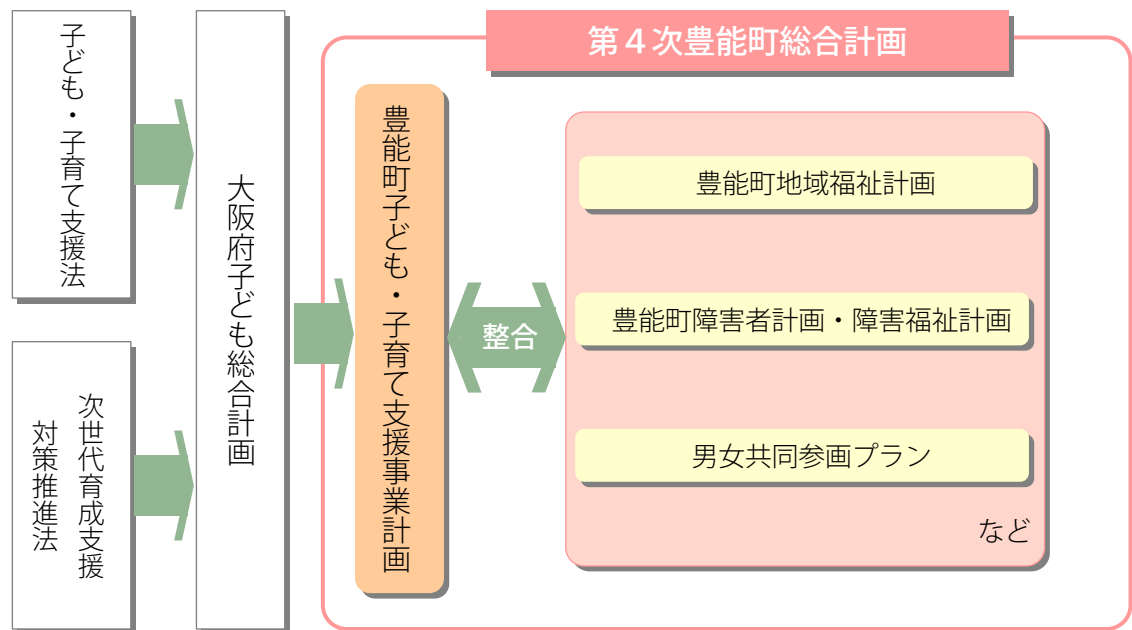
子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく計画で、すべての子ども自身の「育ち」と子育て中の保護者を支援するとともに、住民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、保育や幼児教育の場、学校、事業者、行政機関などが相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育てを推進するものです。

これまでその取組を進めてきた「次世代育成支援対策推進法」に基づく豊能町次世代育成支援行動計画を継承しながら、子どもと家庭に関する施策を体系化します。

子どもと子育てを取り巻く施策は、保健、医療、福祉、教育、労働、まちづくりなどあらゆる分野にわたるため、これらの施策の総合的・一体的な推進が必要です。

そのため、第4次豊能町総合計画や、豊能町地域福祉計画をはじめとした他の計画などとの整合を図ります。

【 計画の位置づけ 】

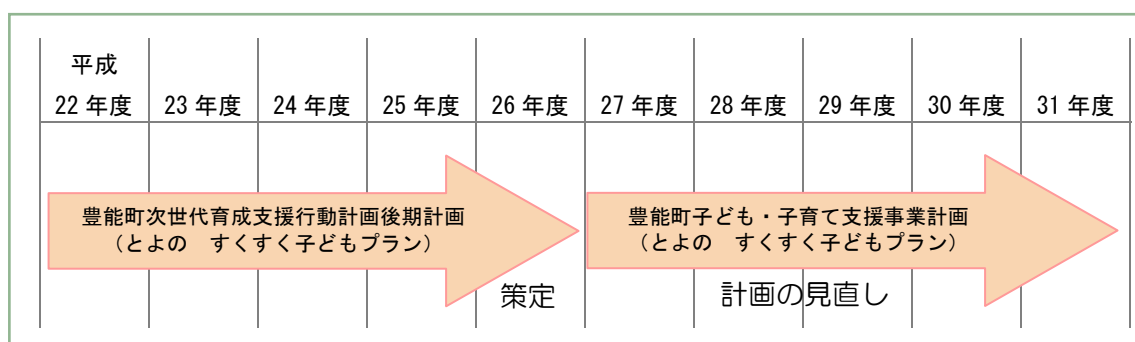


4 計画期間

「子ども・子育て支援法」では、自治体は平成 27 年度から 5 年を 1 期とした事業計画を定めるものとしています。本計画は、5 年ごとに策定するものとされていることから、平成 27 年度から平成 31 年度までを計画期間とします。

また、計画内容と実態に乖離が生じた場合は、計画の中間年において計画の見直しを行うものとします。

【 計画期間 】



5 計画策定体制と経過

(1) 住民ニーズ調査の実施

この計画を策定するに際して、子育て中の保護者の意見やニーズを的確に反映した計画とするため、0～5 歳就学前児童の保護者、小学 1～6 年生の保護者を対象として、「子育て支援に関するアンケート調査」を平成 26 年 2 月に実施しました。

(2) 「豊能町子ども・子育て審議会」の設置

この計画に子育て当事者等の意見を反映するとともに、本町における子ども・子育て支援施策を子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、公募による住民、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「豊能町子ども・子育て審議会」を平成 26 年 1 月に設置し、計画の内容について審議しました。

(3) パブリックコメントの実施

この計画の素案を役場などの窓口やホームページで公開し、広く住民の方々から意見を募りました。

1 社会的な状況

(1) 少子化の進行

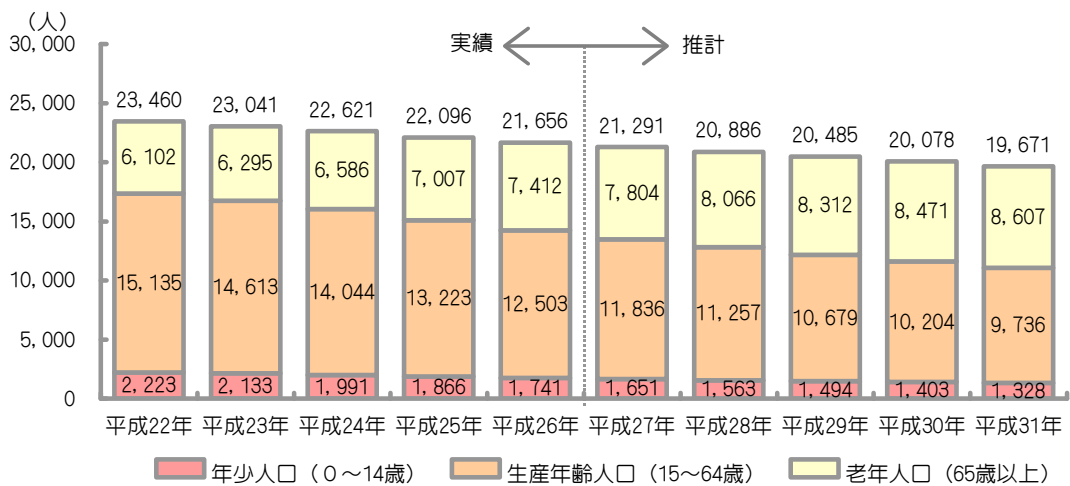
① 豊能町における人口の推移と推計

豊能町における人口推移をみると、年々減少しており、平成26年には21,656人となっています。

年齢を年少人口、生産人口、老年人口の3区分に分けてみると、年少人口は年々減少しており、平成26年には1,741人となっています。一方、高齢人口は年々増加しており、平成26年には7,412人となっています。この傾向は今後も続くものと推計されており、今後5年間で、老年人口は約1,200人増加するのに対し、年少人口は今後5年間で約400人程度減少するものとされています。

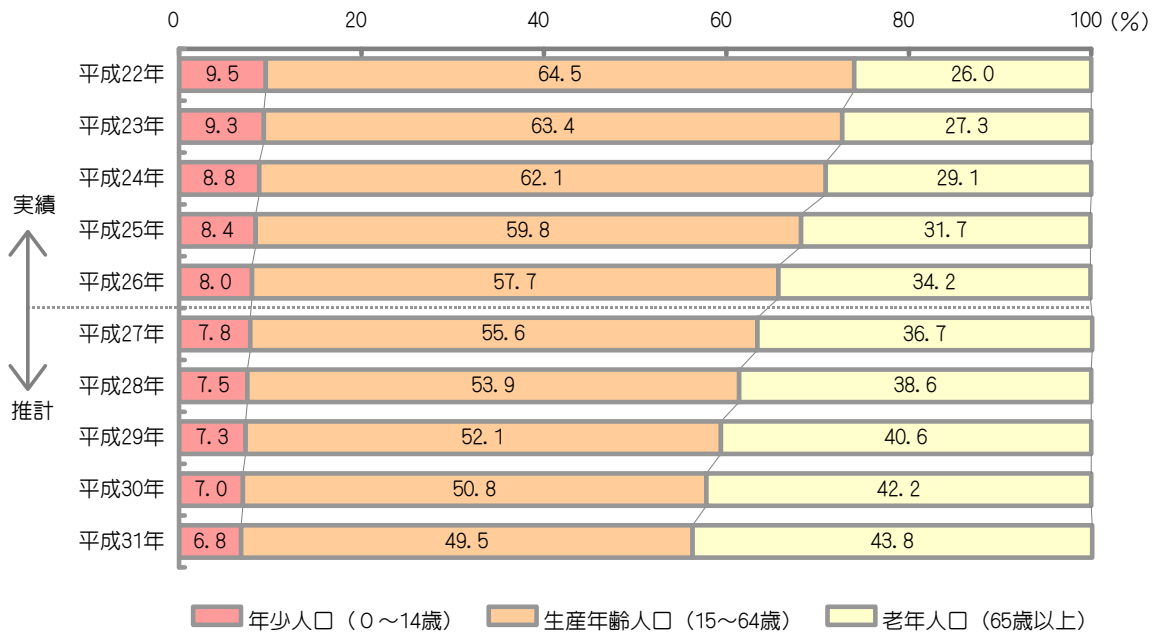
年齢3区分別の割合をみると、老年人口の割合は上昇を続け、平成26年には34.2%が老年人口となっています。対して、年少人口の割合は1割未満の状態が続き、徐々に減少しています。この傾向は今後も続き、平成29年には4割以上が老年人口となると推計されています。

【 図表 年齢3区分別の人口の推移と推計 】



資料：教育総務課（各年4月1日現在）

【 図表 年齢3区分別人口構成の推移と推計 】



資料：教育総務課（各年4月1日現在）

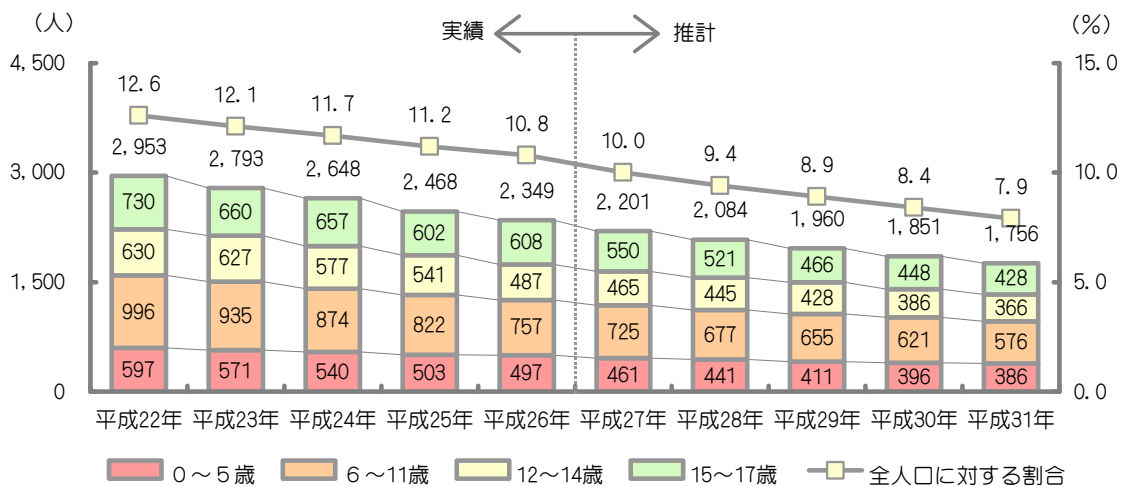
(2) 子どもの人口

① 豊能町における子どもの人口（18歳未満）の推移と推計

豊能町における子どもの人口（18歳未満）の推移をみると、18歳未満の人口は減少しています。今後も減少傾向は続き、平成31年には1,756人と、平成22年の6割程度に減少すると推計されています。

また、総人口に対する子どもの人口の割合も、18歳未満の人口の減少に伴い、減少しており、今後も減少が続くものと推計されています。

【 図表 子どもの人口（18歳未満）の推移と推計 】

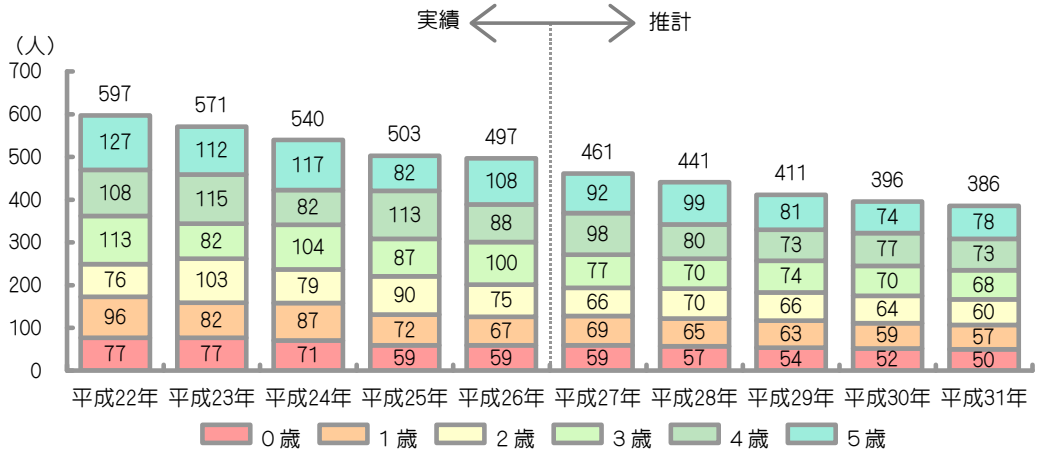


資料：教育総務課（各年4月1日現在）

② 豊能町における年齢別就学前児童数の推移と推計

豊能町における就学前児童数は減少しており、平成22年では597人であったのが平成26年には497人と、約100人程度減少しています。また、今後も減少が続き、平成30年には400人を下回るものと推計されています。

【 図表 年齢別就学前児童数の推移と推計 】

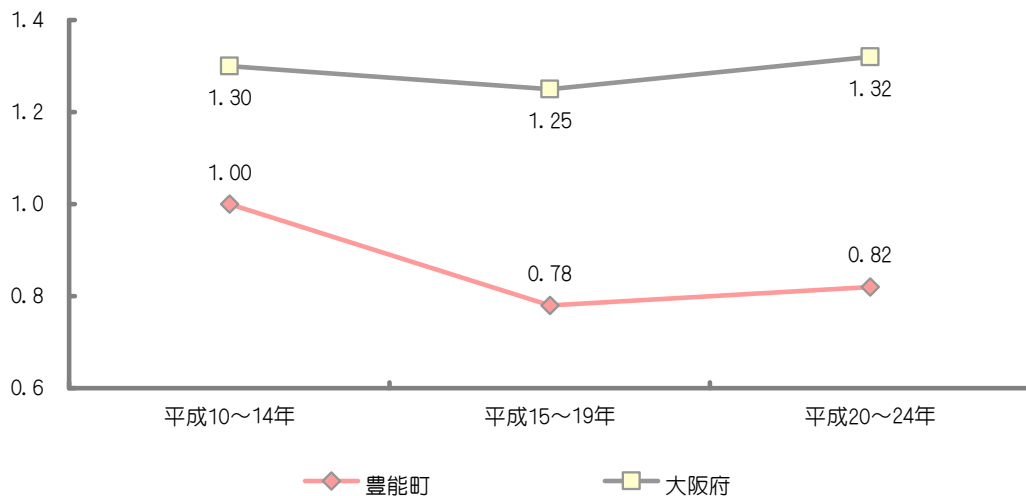


資料：教育総務課（各年4月1日現在）

(3) 合計特殊出生率

豊能町の合計特殊出生率は、大阪府に比べ低い水準で推移しています。また、平成10～14年に比べ、平成15～19年では減少し、平成20～24年でわずかに増加しています。

【 図表 合計特殊出生率の推移 】



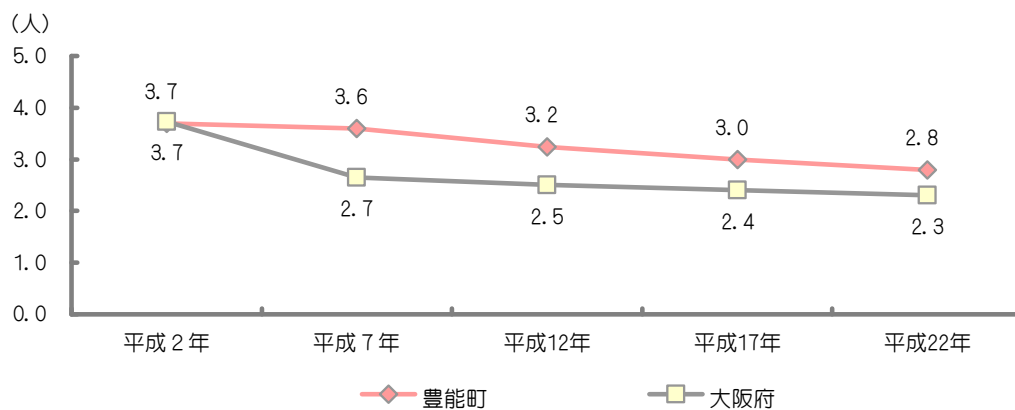
資料：人口動態保健所・市区町村別統計（人口動態統計特殊報告）

(4) 世帯の動向

① 豊能町における一世帯あたりの人数の推移

豊能町における一世帯あたりの人数は減少傾向が続いており、平成22年には2.8人となっています。大阪府と比較すると、平成7年以降、府よりも高い水準で推移しています。

【 図表 一世帯あたりの人数の推移 】



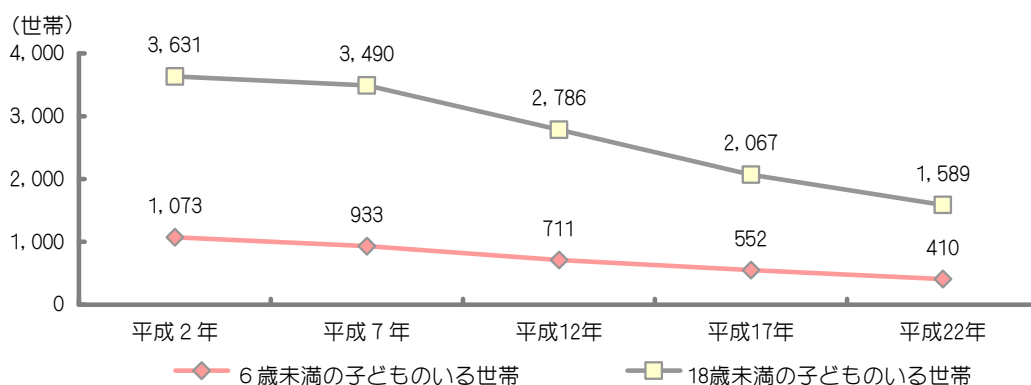
資料：国勢調査

② 豊能町における6歳未満、18歳未満の子どものいる一般世帯数

豊能町における6歳未満、18歳未満の子どものいる一般世帯数をみると、6歳未満の子どものいる世帯、18歳未満の子どものいる世帯のどちらも減少しています。

平成22年の数値を平成2年と比べると、6歳未満の子どものいる世帯数では約660世帯、18歳未満の子どものいる世帯数では約2,000世帯の減少がみられます。

【 図表 6歳未満、18歳未満の子どものいる一般世帯数の推移 】



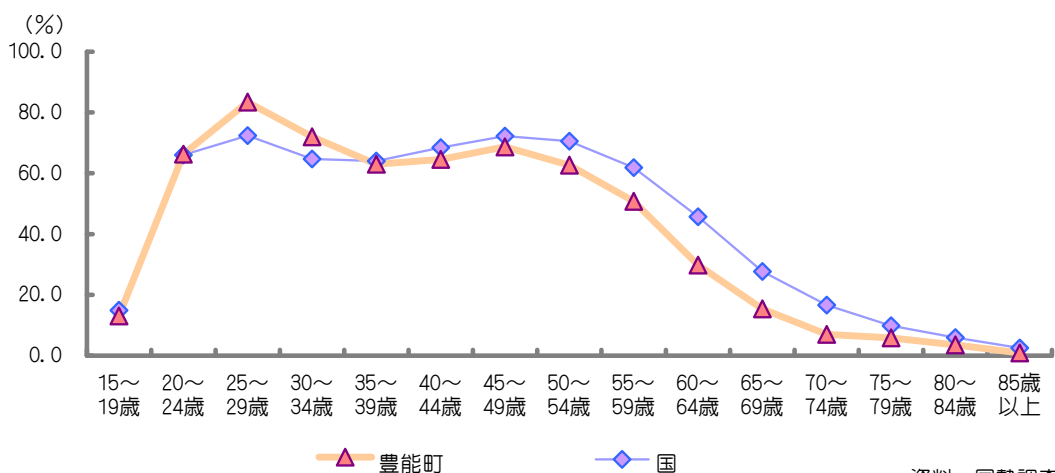
資料：国勢調査

(5) 働く女性の状況

① 豊能町における女性の年齢階級別就業率

平成 22 年の豊能町における女性の就業率は、35～39 歳を底とする、ゆるやかな M 字カーブを描いています。国と比較すると、25～34 歳では国よりも高い就業率となっていますが、その後は国より低い就業率となっています。

【 図表 女性の年齢階級別就業率（平成 22 年） 】

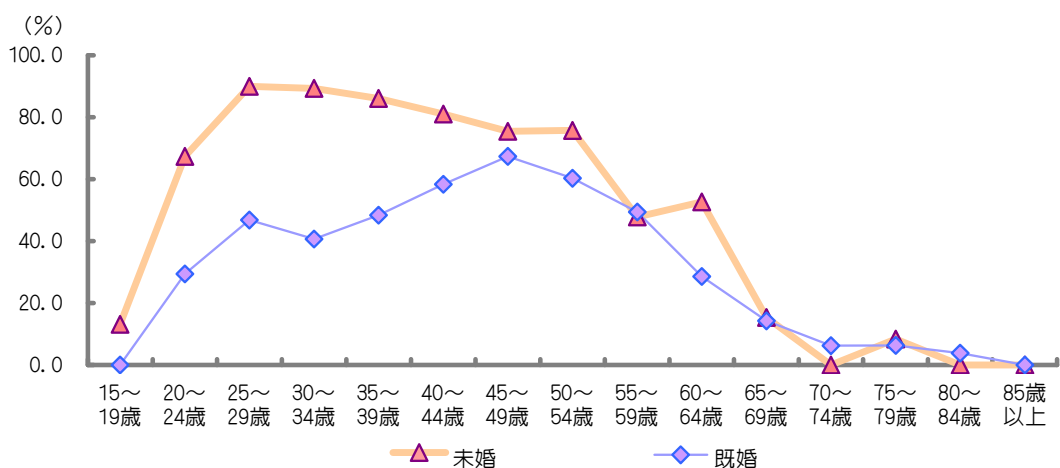


資料：国勢調査

② 豊能町における女性の既婚・未婚別の就業率

既婚・未婚の別で女性の就業率をみると、54 歳以下で未婚女性に比べ既婚女性の就業率は低くなっており、特に 25～34 歳では 40 ポイント以上の差がみられます。

【 図表 女性の既婚・未婚別の就業率（平成 22 年） 】



資料：国勢調査

2 教育・保育施設の現状

(1) 保育所の児童数の推移

豊能町における保育所の児童数の推移をみると、各年齢でほぼ横ばいとなっています。

【 図表 保育所の児童数の推移 】

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
0 歳児	6 人	4 人	7 人	6 人	3 人
1 歳児	12 人	18 人	22 人	22 人	25 人
2 歳児	28 人	19 人	28 人	32 人	27 人
3 歳児	26 人	29 人	28 人	32 人	35 人
4 歳児	30 人	27 人	28 人	36 人	34 人
5 歳児	27 人	34 人	34 人	30 人	37 人
合 計	129 人	131 人	147 人	158 人	161 人

資料：教育総務課（各年度 4 月 1 日時点）

(2) 幼稚園の児童数の推移

豊能町における幼稚園の児童数の推移をみると、在籍者数は減少傾向で推移しています。

【 図表 幼稚園の児童数の推移 】

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
3 歳児	67 人	44 人	61 人	37 人	52 人
4 歳児	68 人	71 人	47 人	68 人	39 人
5 歳児	92 人	68 人	68 人	47 人	60 人
合 計	227 人	183 人	176 人	152 人	151 人

資料：学校基本調査（各年度 5 月 1 日時点）

3 子ども・子育て支援事業計画にかかるニーズ調査の結果と分析

(1) 調査概要

① 調査の目的

この調査は、子育てをされているご家庭の現状とニーズを把握し、平成27年度から平成31年度までの5年を1期とする「豊能町子ども・子育て支援事業計画」を策定するための基礎資料を得ることを目的に実施したものです。

② 調査対象

豊能町在住の0歳～11歳までの子どもの保護者

③ 調査方法及び調査時期

平成26年2月7日（金）～平成26年2月17日（月）

④ 調査方法

園、学校にて配布・回収及び郵送による配布・回収

⑤ 回収状況

	配布数	有効回収数	有効回収率
就学前児童	439通	308通	70.2%
小学生児童	606通	495通	81.7%

⑥ 調査結果を分析する上での注意事項

- ・回答は各設問の回答者数（N = Number of case）を基数とした百分率（%）で示しています。
- ・小数点第2位以下を四捨五入しているため、比率の合計が100%を上下することがあります。

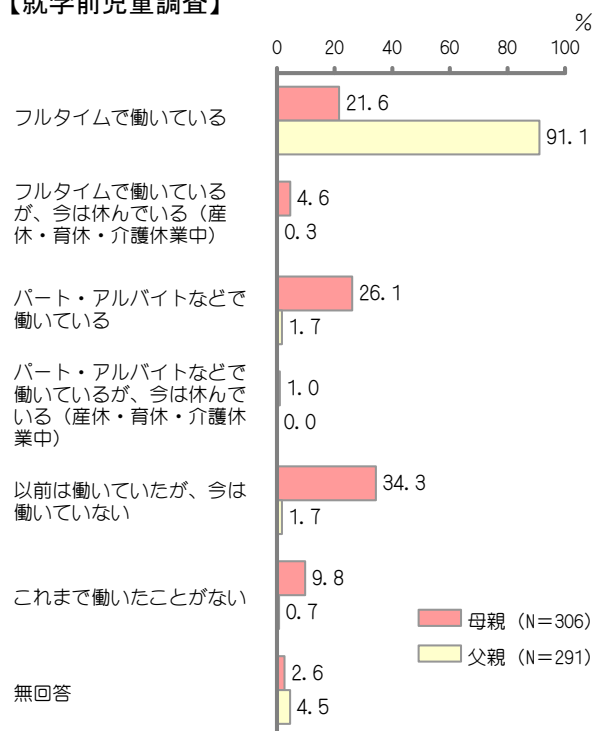
(2) 結果と分析

① お子さんご家族の状況について

ア 母親と父親の就労状況

- 母親は、「以前は働いていたが、今は働いていない」の割合が34.3%と最も高く、次いで「パート・アルバイトなどで働いている」の割合が26.1%、「フルタイムで働いている」の割合が21.6%となっています。
- 父親は、「フルタイムで働いている」の割合が91.1%と最も高くなっています。

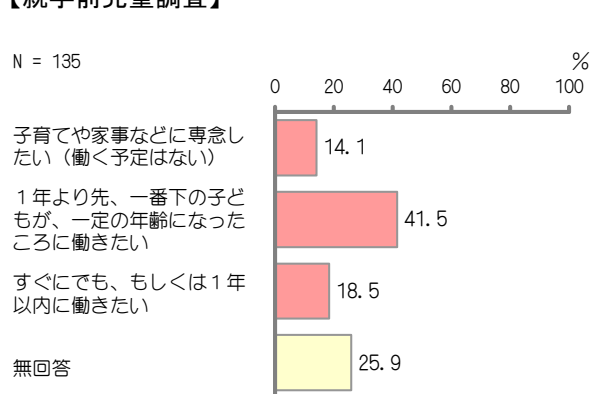
【就学前児童調査】



イ 現在働いていない母親の就労希望

- 「1年より先、一番下の子どもが、一定の年齢になったら働きたい」の割合が41.5%と最も高く、次いで「すぐにでも、もしくは1年以内に働きたい」の割合が18.5%、「子育てや家事などに専念したい(働く予定はない)」の割合が14.1%となっています。

【就学前児童調査】

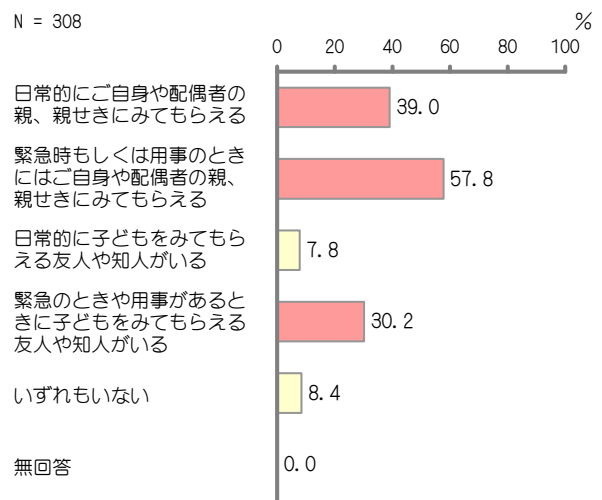


ウ 子どもをみてもらえる親族・知人

・「緊急時もしくは用事のあるときにはご自身や配偶者の親、親せきにみてもらえる」の割合が57.8%と最も高く、次いで「日常にご自身や配偶者の親、親せきにみてもらえる」の割合が39.0%、「緊急のときや用事があるときに子どもをみてもらえる友人や知人がいる」の割合が30.2%となっています。

【就学前児童調査】

N = 308



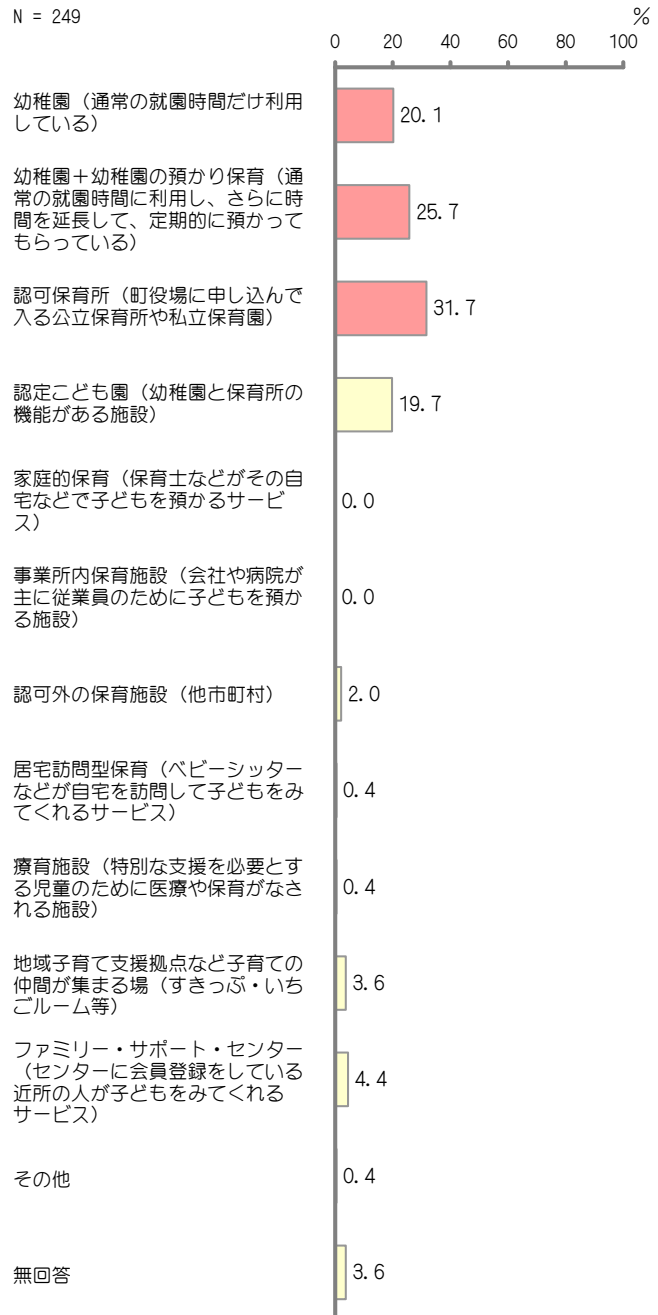
② 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について

ア 平日利用している教育・保育事業

- 幼稚園や保育所などの「定期的な教育・保育の事業」を利用している割合は全体で80.8%となっています。
- その内訳は「認可保育所（町役場に申し込んで入る公立保育所や私立保育園）」の割合が31.7%と最も高く、次いで「幼稚園＋幼稚園の預かり保育（通常の見園時間に利用し、さらに時間を延長して、定期的に預かってもらっている）」の割合が25.7%、「幼稚園（通常の見園時間だけ利用している）」の割合が20.1%となっています。

【就学前児童調査】

N = 249

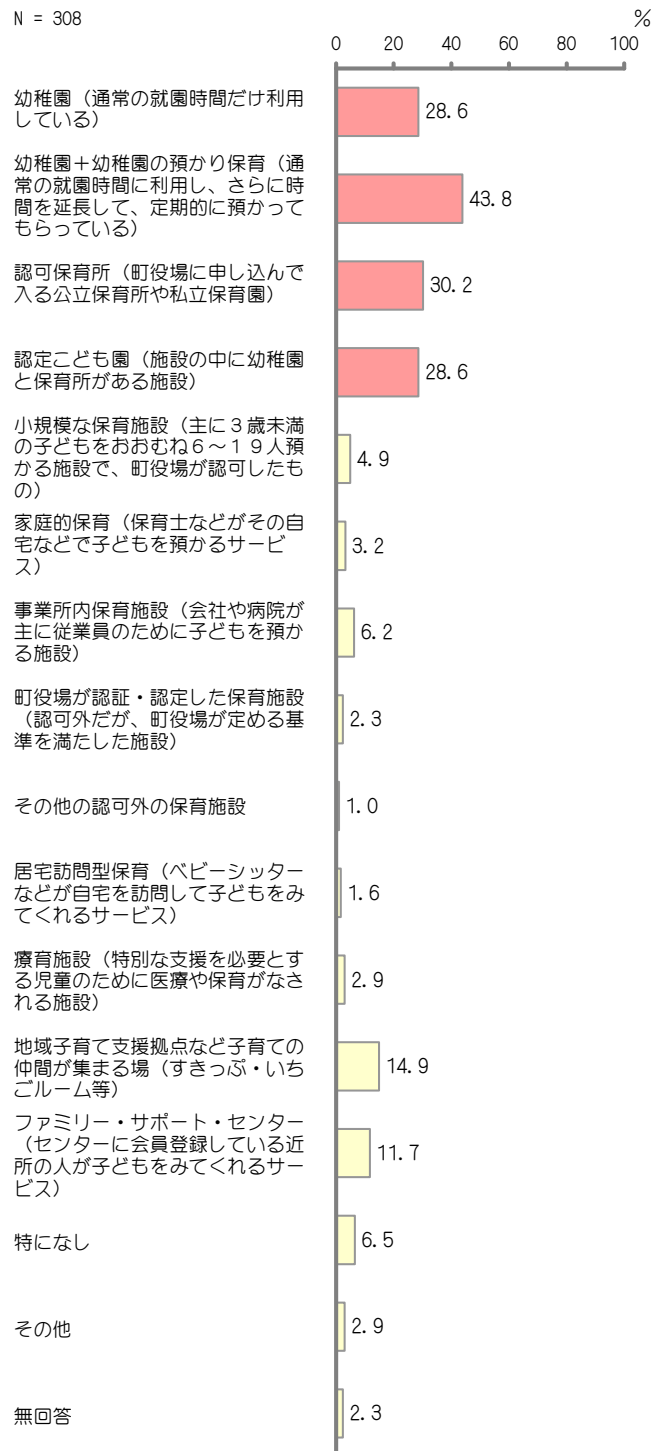


イ 平日利用したい教育・保育事業

・現在、利用している、利用していないにかかわらず、お子さんの平日の教育・保育の事業として、「定期的に」利用したいと考える事業については、「幼稚園＋幼稚園の預かり保育（通常の就園時間に利用し、さらに時間を延長して、定期的に預かってもらっている）」の割合が 43.8% と最も高く、次いで「認可保育所（町役場に申し込んで入る公立保育所や私立保育園）」の割合が 30.2%、「幼稚園（通常の就園時間だけ利用している）」、「認定こども園（施設の中に幼稚園と保育所がある施設）」の割合が 28.6% となっています。

【就学前児童調査】

N = 308



③ 地域の子育て支援事業の利用状況について

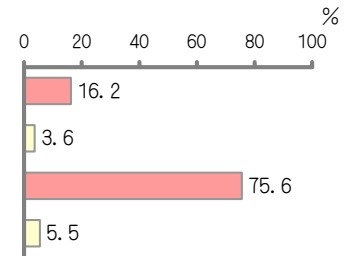
ア 地域子育て支援拠点事業の利用状況

- 地域子育て支援拠点事業（親子が集まって過ごしたり、相談をしたり、情報提供を受けたりする場）を利用しているかについて、「利用していない」の割合が75.6%と最も高く、次いで「地域子育て支援拠点事業」の割合が16.2%となっています。

【就学前児童調査】

N = 308

地域子育て支援拠点事業
その他市（町／村）が実施している類似の事業
利用していない
無回答



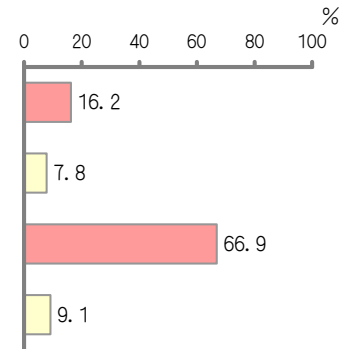
イ 地域子育て支援拠点事業の利用希望

- 地域子育て支援拠点事業について、「新たに利用したり、利用日数を増やしたりしたいとは思わない」の割合が66.9%と最も高く、次いで「利用していないが、今後利用したい」の割合が16.2%となっています。

【就学前児童調査】

N = 308

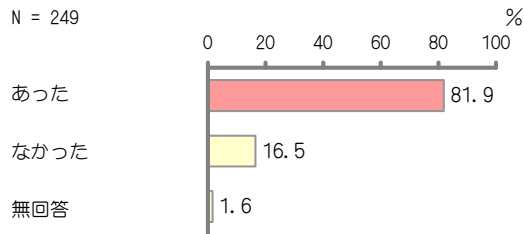
利用していないが、今後利用したい
すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい
新たに利用したり、利用日数を増やしたりしたいとは思わない
無回答



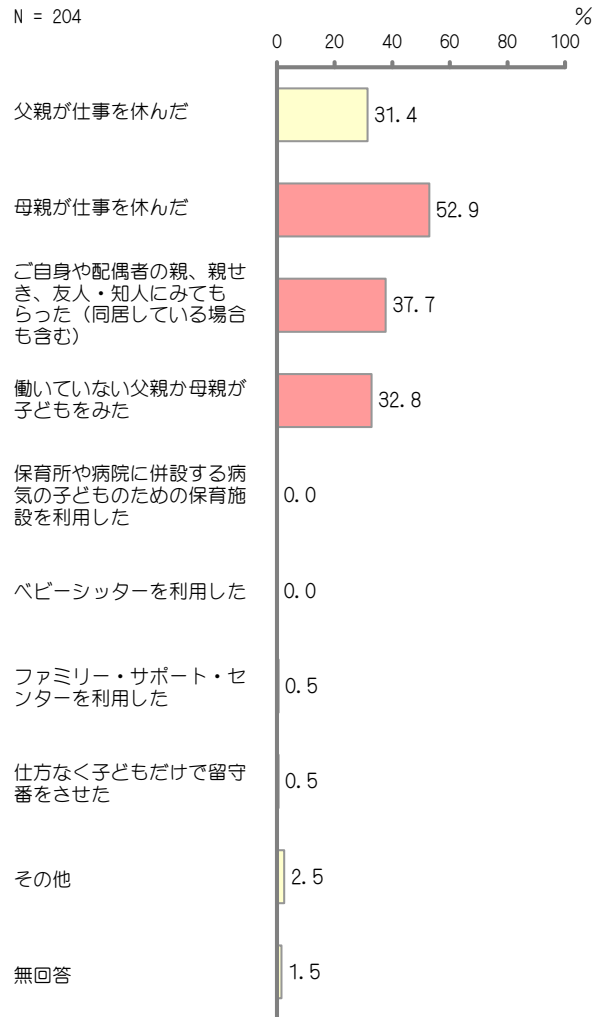
④ 一時預かり等の短時間サービスについて

ア 病気やケガで通常の事業が利用できなかったこと、その主な対処方法

【就学前児童調査】



【就学前児童調査】



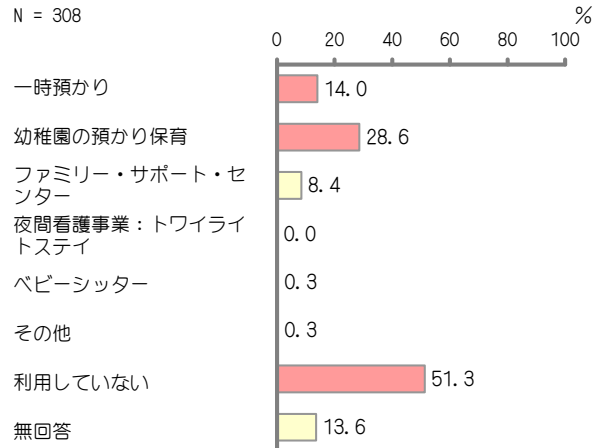
- 1年間に、お子さんが病気やケガで通常の事業が利用できなかったことが「あった」が全体で81.9%となっています。
- 対処方法として、「母親が仕事を休んだ」の割合が52.9%と最も高く、次いで「ご自身や配偶者の親、親せき、友人・知人にみてもらった (同居している場合も含む)」の割合が37.7%、「働いていない父親か母親が子どもをみた」の割合が32.8%となっています。

イ 不特定の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用

・日中の定期的な保育や病気のため以外に、私用、親の通院、不特定の就労等の目的で不定期に利用している事業はあるかについて、「利用していない」の割合が51.3%と最も高く、次いで「幼稚園の預かり保育」の割合が28.6%、「一時預かり」の割合が14.0%となっています。

【就学前児童調査】

N = 308



⑤ 小学校就学後の放課後の過ごさせ方について

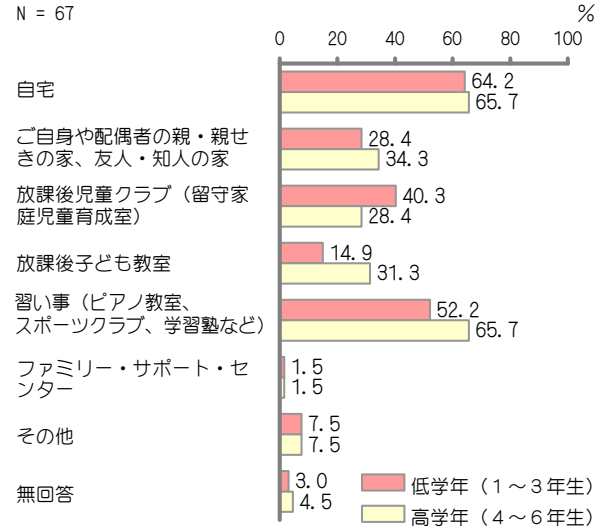
ア 就学前児童の保護者の小学校就学後の放課後の過ごし方についての希望

• お子さんについて、小学校就学後の放課後(平日の小学校終了後)の時間をどのような場所で過ごさせたいかについて、低学年(1~3年生)では、「自宅」の割合が64.2%と最も高く、次いで「習い事(ピアノ教室、スポーツクラブ、学習塾など)」の割合が52.2%、「放課後児童クラブ(留守家庭児童育成室)」の割合が40.3%となっています。

• 高学年(4~6年生)では、「自宅」、「習い事(ピアノ教室、スポーツクラブ、学習塾など)」の割合が65.7%と最も高く、次いで、「ご自身や配偶者の親・親せきの家、友人・知人の家」の割合が34.3%となっています。

【就学前児童調査】

N = 67



⑥ 育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度について

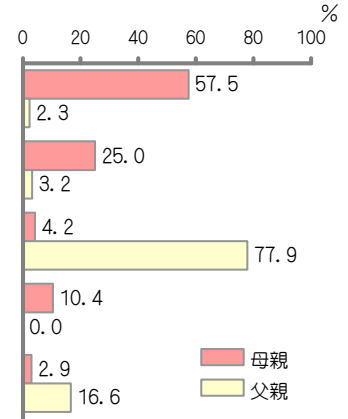
ア 育児休業の取得状況

- 育児休業を取得した(取得中)が母親は 25.0%、父親は 3.2%となっています。

【就学前児童調査】

N = 308

- 動いていなかった
- 育児休業を取った、あるいは、今取っている
- 育児休業を取らずに働いた
- 育児休業を取らずに離職した
- 無回答



イ 取得していない理由

【就学前児童調査】

単位：%

	件数	職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった	仕事が忙しかった	出産後すぐに仕事に復帰したかった	仕事に戻るのが難しそうだった	昇給・昇格などが遅れそうだった	収入減となり、経済的に苦しくなる	保育所などに預けることができた	配偶者が育児休業制度を利用した	配偶者が無職である、ご自身や配偶者の親などにもてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった	子育てや家事に専念するため	職場に育児休業の制度がなかった	有期雇用のため育児休業の取得要件を満たさなかった	育児休業を取れることを知らなかった	産前産後の休暇(産前6週間、産後8週間)を取得できることを知らなかった	その他	無回答
母親	13	7.7	23.1	7.7	0.0	0.0	30.8	15.4	0.0	7.7	0.0	7.7	0.0	0.0	0.0	30.8	0.0
父親	240	21.3	33.3	0.0	2.5	3.8	25.8	0.8	17.1	43.3	0.0	13.3	0.0	0.8	0.0	4.2	4.2

- 育児休業を取得していない方の理由は、母親で、「収入減となり、経済的に苦しくなる」の割合が 30.8%と最も高く、次いで「仕事が忙しかった」の割合が 23.1%、「保育所などに預けることができた」の割合が 15.4%となっています。
- 父親では、「配偶者が無職である、ご自身や配偶者の親などにもてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」の割合が 43.3%と最も高く、次いで「仕事が忙しかった」の割合が 33.3%、「収入減となり、経済的に苦しくなる」の割合が 25.8%となっています。

⑦ 子育てに関して、日常悩んでいること、気になること

ア 子どもに関すること

単位：％

	件数	病気や発育発達に関すること	食事や栄養に関すること	子どもの接し方に自信が持てないこと	子どもと過ごす時間が十分取れないこと	子どもの教育に関すること	子どもの友だちづきあひに関すること	子どもの登所・登園拒否や不登校など	特にない	その他	無回答
就学前児童	308	26.0	24.7	21.1	18.2	36.7	27.6	2.3	18.8	2.6	5.5
小学生	495	16.0	14.3	10.9	17.8	44.0	34.1	1.6	25.3	1.8	6.3

- 子育てに関して、日常悩んでいること、気になることについて、子どもに関することでは、就学前児調査と小学生調査ともに「子どもの教育に関すること」が最も高く、就学前児調査で36.7%、小学生調査で44.0%となっています。

イ ご自身に関すること

単位：％

	件数	子育てに関して配偶者の協力が少ないこと	「自身の子育てについて」「自身や配偶者の親、親せき、近隣の人の職場を周りの見守りが気になること」	「子育てが大変なこと」を、「自身や配偶者の親、親せき、近隣の人の職場を周りの人が理解してくれないこと」	配偶者と子育てに関して意見が合わないこと	子育てに関して話し相手や相談相手がいらないこと	「自身の子育てについて」「自身や配偶者の親、親せき、近隣の人の職場を周りの見守りが気になること」	仕事や自分のやりたいことなど自分の時間が十分取れないこと	配偶者以外に子育てを手伝ってくれる人がいないこと	子育てのストレスなどから子どもにきつくあたってしまうこと	子育てによる身体の疲れが大きいこと	子育てにかかる出費がかさむこと	住居がせまいこと	特にない	その他	無回答
就学前児童	308	14.9	9.4	5.8	7.8	2.9	36.0	10.1	29.5	25.3	35.4	5.8	12.7	3.6	7.1	
小学生	495	9.3	9.7	2.8	5.5	2.0	24.6	7.1	17.6	9.3	41.8	4.2	23.8	3.6	8.9	

- 子育てに関して、日常悩んでいること、気になることについて、ご自身に関することでは、就学前児調査で「仕事や自分のやりたいことなど自分の時間が十分取れないこと」の割合が36.0%、小学生調査で「子育てにかかる出費がかさむこと」の割合が41.8%と最も高くなっています。

⑧ 子育てで必要な支援・対策

単位：％

	件数	地域における子育て支援の充実 (一時預かり、育児相談など)	保育サービスの充実	放課後児童クラブ(留守家庭児童育成会)の充実	子育て支援のネットワークづくり	地域における子ども活動拠点の充実(児童館など)	訪問型の支援サービスの充実	すこやかな妊娠・出産に対する支援	子どもの教育環境	子育てしやすい住居・まちの環境面での充実	仕事と家庭生活の両立ができる労働環境の整備	子どもを対象にした犯罪・事故の軽減	援護を要する子どもに対する支援	その他	無回答
就学前児童	100	39.0	20.0	—	6.0	27.0	2.0	6.0	17.0	20.0	24.0	15.0	7.0	9.0	9.0
小学生	142	—	—	9.2	11.3	18.3	—	—	31.0	34.5	34.5	18.3	9.2	5.6	7.7

- 子育てをする中で、どのような支援・対策が有効と感じているかについては、就学前児童調査では、「地域における子育て支援の充実(一時預かり、育児相談など)」の割合が39.0%と最も高く、小学生調査では、「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」、「仕事と家庭生活の両立ができる労働環境の整備」の割合が34.5%と高くなっています。



4 次世代育成支援行動計画（後期計画）の評価

平成 21 年度に策定した豊能町次世代育成支援行動計画後期計画（平成 22 年度～平成 26 年度）の取組の実施状況整理し、評価を行い、課題を整理しました。

基本方向Ⅰ 子どもを安心して育てるためのサポート

女性の社会進出などに対応し、仕事と子育ての両立などを支援する保育サービスの充実を図るとともに、子育て相談の充実や子育てをする親どうしの交流の機会・場の設置などにより、子育てに対する不安や負担の軽減に努めてきました。

主な取組として、さまざまな子育てに関するニーズがみられることから、保育サービスの多様化を図るほか、子育て支援センター「すきっぷ」と認定こども園子育て支援「いちごルーム」を基盤に幼稚園や保育所においても子育てに関する相談窓口や交流の場としての集いを実施するなど利用の促進を図ってきました。

また、母子保健・乳児家庭全戸訪問事業と連携し、妊娠期・出産すぐからの切れ目のない子育て支援を充実するため、家庭訪問型早期子育て支援事業(子育て応援隊「すくすく」「ハイハイ」)やファミリー・サポート・センター事業の充実など、子どもを安心して育てるためのサポートの充実が図られてきています。

基本方向Ⅱ 子どもが元気に成長するためのサポート

少子化に伴う遊び友達の減少や地域での人間関係の希薄化などにより、子どもの社会性が育まれにくくなっているため、子どものすこやかな成長に向けての見守りや支援を図るとともに、子どもの自主性と個性を育む取組を進めてきました。

子どもがすこやかに成長し、判断力やコミュニケーション能力、社会性などを育めるよう、学校教育の充実を図る中、学校支援コーディネーターの方を各小中学校に 1 名ずつ配置し、学校と地域との協働の取組を推進し、授業へのサポート、放課後の居場所づくり(「わくわく教室」)、放課後学校支援(「放課後まなび舎」)などにおいて、多くの地域の方の協力を得ることができています。

基本方向Ⅲ 子育てのための都市環境づくり

豊能町の子どもが減少している現状を踏まえ、住宅・住環境に関する施策や医療・母子保健サービスの充実、乳幼児のいる家庭への支援、通学路の整備、道路・施設等のバリアフリー化、公園・子どもの遊び場の整備など子どもを安心して生み育てることができる安全なまちづくりに努めてきました。

本町の魅力である豊かな緑に包まれた環境の中で、誰もが安全、安心に快適な生活を送れるよう、家庭はもとより、地域、行政をはじめ、地域社会全体が連携・協力して暮らしを支える都市基盤の維持・整備を進めていくことが求められます。

基本方向Ⅳ すべての子どもが尊重されるまちづくり

豊能町要保護児童対策地域協議会を基盤として関係機関の連携や地域での見守り体制の強化を図ってきました。また、いじめ・不登校、体罰などの問題について気軽に相談できる窓口を設置し、すべての子どもを安心して育てることができるよう、障害のある子どもの権利擁護や育成の支援に取り組んできました。

児童虐待や体罰等、顕在化しにくい問題を早期に発見し早期に支援を行うため、子どもの権利侵害について意識が高められるよう、地域住民への啓発活動を行いよりきめ細かな子どもを守る地域ネットワークの構築が求められます。

基本方向Ⅴ 母子保健サービスの充実

安心して子どもを生み、すこやかに育てることができるよう、妊娠・出産・新生児・乳幼児期を通じて、母子の心身の健康の確保に取り組んできました。

主な取組として、健康の保持増進と子育て世代の経済的負担間を軽減するため、対象を拡大し出生から中学3年生までの子どもの医療費の一部助成を行っています。

5 豊能町の子ども・子育てを取り巻く課題

本町の子どもを取り巻く現状や、アンケート調査結果を踏まえ、本町の子ども・子育てを取り巻く課題を整理しました。

(1) 子どもを安心して育てるための支援

現状と課題

「ワーク・ライフ・バランス」の実現には、すべての人が仕事、家庭・地域生活、個人の自己啓発等のさまざまな活動を、自らが希望するバランスで行えることが必要です。

アンケート調査の結果からも、今後就労を希望する母親が多くなっており、母親の就労ニーズの高まりがうかがえます。しかし、共働き世帯が増加する一方で、依然として「男は仕事、女は家庭」といった固定的な役割分担意識が残っており、仕事と子育てや介護の両立を困難にしている状況といったさまざまな課題があります。

また、アンケート調査結果からも子育てに関して日頃悩んでいること、あるいは気になることについては、「子どもの教育に関すること」、「子どもの友だちつきあいに関すること」、「病気や発育発達に関すること」の割合が高く、教育や発達についての不安を感じている母親が多くなっています。核家族化、地域のつながりの希薄化など、地域での育児支援が受けにくい環境になっていることから母親の孤立、育児不安に陥ることが懸念されます。楽しく子育てができ、育児に関する悩みを1人で抱え込むことがないように、家族や地域ぐるみで子育てができるよう世代を超えて子育てネットワークを構築していくことが必要です。

(2) 子どもが元気に成長するための支援

現状と課題

少子化により、家庭や地域において、子どもどうしの関わりの体験の中で育ちあう機会が減少しており、教育・保育施設における体験活動や集団での生活経験の意義はますます高まっています。

アンケート調査結果からも、「子どもの教育に関すること」への関心の高さがうかがえます。

子どもたちに基本的な生活習慣を身につけるとともに基礎的な知識・技能と思考力・判断力・表現力等、主体的に学習に取り組む態度や意欲などの確かな学力を身に付けさせるため、教育内容・方法の一層の充実を図ることが重要です。特に、「自ら課題を発見し解決する力」「他者と協働するためのコミュニケーション能力」「物事を多様な観点から論理的に考察する力」などの育成を重視することが求められます。

(3) 子どもの育ちを支える環境の整備

現状と課題

誰もが安心して外出できる環境を整えることは、妊産婦、乳幼児連れの人等への子育て支援だけでなく、高齢者、障害者等を含めたすべての人が快適に生活できる環境整備につながります。

アンケート調査結果をみると、子育てに関して負担感を感じている人が必要と思う子育て支援・対策について、「地域における子育て支援の充実（一時預かり、育児相談等）」が最も高く、次いで「地域における子どもの活動拠点の充実」の割合が高く、地域でのさらなる子育て支援の充実が求められています。

すべての人が、子育てに対する不安や負担を抱え込むことなく、ゆとりをもって子育てができる環境の整備が必要です。施設の地域格差やサービスの仕組みなどにより、利用ニーズの少ない事業や、緊急時に利用が必要になる事業については、サービスが身近なものとして気軽に利用できるような工夫が求められています。

(4) すべての子どもが尊重されるまちづくり

現状と課題

児童虐待は、要保護児童対策地域協議会と関係機関の連携・協働のもとに子どもと家庭への支援が行われるようになり発生予防、早期支援・早期対応など子どもの安全確保について適切な対応がなされるようになりました。今後においては、虐待を受けた子どもの保護・自立に向けた支援など切れ目のない支援が行えるよう関係機関のより一層の連携・体制の強化が必要です。

また、近年、幼稚園・保育所・学校において発達障害やその周辺域の子どもたちが増加の傾向にあります。従来の3障害（身体、知的、精神）に加え、発達障害（自閉症、学習障害、注意欠陥・多動性障害、アスペルガー症候群等）を含めた支援のあり方が課題となっています。また、医療的ケアを必要とする児童の支援の充実も求められています。

1 基本理念

本町の子ども・子育て支援施策の推進にあたり、目指すべき基本理念を次のとおり掲げます。

地域で育て、地域で育つ、子どもを大切に するまち とよの

子どものすこやかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、社会の発展に欠かすことができません。日々成長する子どもとともに、親も親として成長していくことが大切です。

また、人が家庭を、家庭が地域を、地域がまちを築いていくことから、親や家庭が子育てを主体的に行っていくことを前提としながらも、社会全体が積極的に子育てに関わりを持ち、子どもの確かな力を育てていくことが、まちの成長につながります。

子どもの自主性を育み、また、地域の人々で子育てを担い、子どもとともに育ちあい、子育てができるまちづくりを進めるため、『地域で育て、地域で育つ、子どもを大切に
するまち とよの』を基本理念とし、子育て支援の施策を推進します。



2 基本方向

基本理念を実現するために、次の4項目を基本方向とし、総合的に施策を推進します。

基本方向1 子どもを安心して育てるための支援

子育てをしているすべての家庭の子育てに対する負担や不安が軽減され、保護者が自己肯定感をもちながら子どもと向き合えるよう地域における多様な人材や資源を活用し、行政と地域が一体となってさまざまな子育て支援の取組を推進します。

また、「ワーク・ライフ・バランス」の実現に向け、男女がともに力を発揮し、ともに働けるような環境づくりと仕事と家庭の両立支援の充実を目指します。

基本方向2 子どもが元気に成長するための支援

子どもたちが心身ともにすこやかに成長できるように、すべての子どもの基本的人権が尊重される環境づくりを整備します。また、家庭、学校・幼稚園・保育所等、地域が一体となって、子ども自らの力を培い、伸ばし、支えていく教育・保育環境づくりを推進するとともに、次代を担う若者が子どもを生み育てる喜びや楽しさを理解できるような取組を推進します。

基本方向3 子どもの育ちを支える環境の整備

「すべての子どもと家庭」への支援という視点から、社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し支えあうことができる子育て支援の環境づくりに努めます。

基本方向4 すべての子どもが尊重されるまちづくり

非行、不登校、いじめ、虐待など、子どもにはさまざまな深刻な問題が発生しています。このような状況に対処するために、各関係団体が連携して迅速で適切な支援ができるように体制強化を推進します。

また、すべての子どものすこやかな成長を支援するために、子どもの特性に合わせた継続的な支援を充実します。

3 施策の体系

【基本理念】

地域で育て、
地域で育つ、
子どもを大切に
するまちとよの

【基本方向】

1 子どもを安心して
育てるための
支援

2 子どもが元気に
成長するための
支援

3 子どもの育ちを
支える環境の整
備

4 すべての子ども
が尊重されるま
ちづくり

【施策目標】

1 多様な子育て支援サービス環境の整備

2 ひとり親家庭の自立支援の推進

3 子育ての悩みや不安への支援

4 ワーク・ライフ・バランスの推進

1 教育・保育の体制確保

2 保・幼・小・中の連携

3 母と子どもの健康の確保

1 地域の子育て支援体制の充実

2 地域における子どもの居場所づくりの推進

1 子どもの権利侵害対策の充実

2 障害児の健全な育成支援

基本方向1 子どもを安心して育てるための支援

施策目標1 多様な子育て支援サービス環境の整備

保育サービスについては、利用者の多様なニーズを十分に踏まえてサービスの提供体制を整備し、地域の実情に応じた取組を行うことが必要です。

就労形態の多様化などに伴う多種多様な保育ニーズに対し、保護者の就労形態や子どもの状況に応じたきめ細やかで柔軟な保育サービスのより一層の充実を目指します。

【 具体的取組 】

No	取組項目	内容
1	保育サービスの拡充	多様な保育ニーズに対応していくため、保育の必要性の認定基準を見直し、入所要件の拡充を図っていきます。
2	一時預かりの充実	緊急時、保育を頼める人がいない、また、継続的・短時間就労で一時的に保育が必要となった場合の支援策として一時保育を充実していきます
3	時間外保育の充実	利用者のニーズを踏まえ、保育時間の延長を行っていきます。
4	放課後児童クラブ（留守家庭児童育成室）の拡充	現在の小学校1～3年生の対象を小学校6年生までとし、定員をひろげ「わくわく教室」（放課後子ども教室）と連携して充実を図っていきます。
5	ファミリー・サポート・センターの充実	援助を受けることを希望される方と援助を行うことを希望される方が相互に助け合う支援体制の充実と事業の継続性を図っていきます。

施策目標2 ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭については、離婚の増加などにより年々増える傾向にあります。ひとり親家庭の親と子が安心して暮らしていけるよう精神的、経済的な支援に関する情報提供や相談体制を充実します。

【 具体的取組 】

No	取組項目	内容
1	就園支援	要保護及び準要保護世帯や、長期間休園する幼児の保護者等に対し保育料減免などの支援を行います。
2	就学援助による支援	豊能町要保護及び要保護児童生徒認定要綱等により、就学援助を行っていきます。
3	ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭への医療費助成を実施していきます。 また、保育所入所について、ひとり親家庭の乳幼児の優先的利用の調整を図ります。

施策目標 3 子育ての悩みや不安への支援

すべての人が、子育てに対する不安や負担を抱え込むことなく、ゆとりをもって子育てができるよう、すべての子育て家庭を対象とした支援を充実します。

また、子どもや保護者が教育・保育施設や地域子育て支援事業等を円滑に利用できるよう相談体制を充実していくとともに、出産後すぐからの家庭訪問型早期子育て支援「すくすく」を実施し家庭における子育てをサポートしてきます。

【 具体的取組 】

① 子育て支援拠点施設における支援の充実

No	取組項目	内容
1	子育て支援拠点事業の充実	子育て支援センターすきっぷ(西地区)、ふたば園子育て支援いちごルーム(東地区)を拠点として、施設開放、あそびのひろば等、子育て中の家庭を対象に交流の場を充実していきます。
2	拠点施設の利用の促進	ホームページや広報、保健福祉センターの健診時等に周知を図り利用の促進を図ります。
3	家庭訪問型早期子育て支援	母子保健事業と連携し妊娠期からの切れ目のないアウトリーチ型の子育て支援を行っていきます。

② 地域での子育ての場・機会づくり

No	取組項目	内容
1	地域における交流の場の創出	民生委員児童委員協議会と共催で、「キッズフェスタ」を開催していきます。また、地区福祉委員会などの団体の要請にも応え、地域に向き子育て支援をサポートしていきます。
2	地域での子育て支援・交流の場の充実	地域ボランティアの方々による保育所・幼稚園への絵本の読み聞かせ活動に取り組んでいきます。 保育所・幼稚園では、園庭を地域の方に開放する機会を設けるとともに、定期的に保育所・幼稚園児との交流事業も実施していきます。
3	つどいの場づくり(つどいの広場事業)	つどいの広場は、現在、設置できていないため、NPOや民間の活用により常時開設しているつどいの広場を1箇所設置できるよう努めていきます。

施策目標 4 ワーク・ライフ・バランスの推進

仕事と生活の調和を図り、仕事も生活も充実する「ワーク・ライフ・バランス」の考え方を広く社会に浸透させ、女性も男性も仕事と生活を調和させた豊かな生活が送れるよう、労働者が有給休暇、育児・介護休業などを取得しやすい職場環境づくりに向けた普及・啓発を行います。

また、毎月 19 日を「育児の日」と定め、夫婦・家族協働の子育てを推進するとともに、一人ひとりが子育てや家族を支える地域の大切さについて考え、子育て期、中高年期の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できるよう次世代子育てネットワークの体制づくりを目指します。

【 具体的取組 】

No	取組項目	内容
1	「育児の日」の事業実施	毎月 19 日の「育児の日」に妊娠期・子育て期・中高年期の幅広い世代を対象に事業を実施し、子どもと子育てを応援する町づくりを目指します。
2	子育て支援、男女協働参画促進のための学習講座の実施	子育て支援、男女共同参画促進のための学習講座、子育てや女性の悩みなど、現状における問題解決に向けた講座内容の充実を図ります。



基本方向2 子どもが元気に成長するための支援

施策目標1 教育・保育の体制確保

就学前教育・保育では、子どもの自立と協同の態度を育むことが大切です。子どもの自発的な活動や異年齢との遊びや、子どもどうしが共通の目的を持ち、協力・工夫して遊ぶなどを通して、豊かな社会性を育むための取組を充実します。

学校教育では、豊かでたくましい人間性を育む教育の推進や全校で取り組むための校内体制の整備、さらに学校外の関係機関との連携など、学校内外の取組を充実します。また、教科学習への興味関心がもてるようどの子にもわかる授業をめざし、確かな学力の育成を推進します。

また、社会が変化する中で、子どもがすこやかに成長できるよう学校・園・所が家庭・地域と連携を深め、保護者をサポートしていきます。

【 具体的取組 】

① 教育・保育の充実

No	取組項目	内容
1	教育・保育の質の向上	乳幼児期の教育・保育では、生きる力の基礎を培うために養護と教育を一体的に行い、社会性や人間性を育てていきます。一人ひとりの子どもの育ちを尊重し、発達年齢に応じた教育・保育が提供できるよう環境を整え、小学校での“学び”につながる教育・保育の充実を図っていきます。
2	食育の推進	家庭や社会の中で、子ども一人ひとりの“食べる力”を豊かに育むための支援づくりを進め、子どものすこやかな心と身体の発達を促すことをねらいとし「食を営む力」を育成していきます。
3	保育者の資質向上	保育者は、日常の課題や人権の尊重について定期的・継続的に体制づくりを行い、子どもや保護者とのより確かな信頼関係が築けるよう、専門性を高め、資質の向上を図るよう努めます。
4	家庭・地域における教育力の向上	保護者が自信と責任をもって家庭教育や適切な養育が行われるよう子育てや支援の取組を推進します。また、子育て支援に関わる機関及び地域ボランティアと連携・協力を図っていきます。

② 学校教育の充実

No	取組項目	内容
1	学力向上をめざした施策の充実	魅力ある授業の創造を図るとともに、個別指導やグループ指導、反復学習、習熟度に応じた指導並びに家庭や地域との連携の充実を図っていきます。
2	学校支援地域本部事業の推進	地域人材の力を子どもの教育活動に十分生かせるよう事業の充実を図っていきます。
3	開かれた学校づくりの推進	児童・生徒や保護者による、各教科の授業評価も積極的に取り入れ、学校評価の充実を図っていきます。
4	学校内外における教育相談体制の充実	スクールカウンセラー、児童・生徒相談員、スクールソーシャルワーカー（学校社会福祉士）などを配置し、教育相談体制の充実に向けて取り組んでいきます。
5	児童・生徒のコミュニケーション力の育成	外国語に慣れ親しむ機会の充実、学校図書館の充実などコミュニケーション力の育成にかかる施策の充実に取り組んでいきます。

施策目標 2 保・幼・小・中の連携

小学校生活への円滑な接続をめざし共通の見通しが持てるよう幼稚園・保育所・小学校の連携を強化します。また、小学校から中学校へスムーズな接続を図り、連続した育ちと学びを支援する教育体制づくりを進めます。

【 具体的取組 】

No	取組項目	内容
1	小学校と中学校の連携推進	小・中連携の充実をめざし、小・中連絡会の充実や体験授業を継続して実施していきます。
2	幼稚園・保育所と小学校の連携	幼稚園、保育所と小学校の相互交流、相互理解に継続して取組、なめらかな連携を図っていきます。

施策目標 3 母と子どもの健康の確保

乳幼児期は、生涯にわたる生活習慣と人格の基礎を形成する最も大切な時期であり、この時期に良好な親子関係を築くことが大切です。さらに、核家族化の進行なども影響し、母親の孤立から育児不安に陥ることが懸念されます。

安心して出産・子育てができるよう、関係機関と連携を強化しながら、健康診査、健康相談等の母子保健事業をきめ細かく実施していくとともに、子育て家庭が自信とゆとりを持って楽しく子育てができるよう、安心して相談や交流ができる場を提供します。

【 具体的取組 】

No	取組項目	内容
1	妊婦健康診査	妊婦の異常を早期に発見し、安全な分娩ができることを目的とした妊婦健康診査を医療機関に委託して実施していきます
2	乳幼児健康診査	発育、発達の節目である生後 4 か月、1 歳 6 か月、3 歳 6 か月の時点で、身体発育、精神発達の面で、疾病や異常を早期に発見し、適切な訓練や保健指導を行い、必要に応じて医療につなげることを目的に健康診査を実施していきます。 その他、乳児一般健康診査、乳児後期健康診査、乳幼児精密健康診査、経過観察健康診査、2 歳 6 か月児歯科健康診査を実施していきます。
3	乳幼児健康相談	育児に関する心配事や不安の解決のため、保健師や管理栄養士による電話相談や来所相談を実施していきます。
4	発達相談	乳幼児健康診査等を通じて把握された精神発達上の問題を持つ幼児を対象に、個々の状況に応じた助言、指導のほか、障害の早期発見と適切な療育への処遇を目的として実施していきます。
5	幼児のフッ素塗布と歯磨き指導	1 歳 6 か月から就学前までの幼児を対象に、歯科検診やブラッシング指導等歯科個別指導を実施していきます。
6	妊娠届出及び母子健康手帳の交付	妊娠届出は、妊娠、産婦、乳幼児に対し一貫した母子保健対策を実施するための出発点として大切なものです。届出に基づき、母子健康手帳を交付し、妊産婦及び乳幼児に関する保健・育児情報を提供していきます。
7	妊産婦訪問指導	妊娠、出産に関しては、安心して妊娠中及び産後の生活が過ごせるよう支援するとともに、異常の早期発見に努め必要な検査や定期受診を勧奨していくため、保健師による訪問指導を実施していきます。
8	新生児家庭訪問指導	訪問指導を希望する人には、母子の健康状態の把握や母親の育児相談に応じ、適切な保健指導、母子保健事業の説明を行うことで育児支援を図るため、保健師による訪問指導を実施していきます。
9	生後 4 か月までの全戸訪問指導（こんにちは赤ちゃん事業）	生後 4 か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげることを目的として実施していきます。

No	取組項目	内容
10	乳幼児訪問指導	健診未受診児、要経過観察児、その他訪問が必要な乳幼児及び家族に対して家庭訪問を行い、発育・発達状況を確認、疾病予防、家族の育児相談に応じ、子どもが望ましい家庭環境のもと、すこやかに成長できるよう支援していきます。
11	健康教育	妊産婦・乳幼児やその家族を対象に、健康の保持・増進、正しい知識の普及を目的に各種教室を開催しています。また、集団指導やグループワークなどを行っており、育児力を高めたり親と子の仲間づくりのための自主グループの育成も行なっていきます。
12	妊婦教室（ぱばママ教室）	妊娠・出産・育児に関する「正しい知識」を学ぶこと、調理実習や妊婦体操、呼吸法の実習等です。先輩ママとの交流を図ることで、出産・育児への不安の軽減につながるように、また、子育てのパートナーである父親にも「共に育てる」という意識と行動を学ぶことができるような内容も盛り込んで実施していきます。
13	育児教室（たんぼぼ教室）	1歳6か月児健康診査や他の相談等から集団での保育による指導が必要と判断された幼児を対象に実施していきます。
14	栄養改善事業	食生活は、身体の成長に必要な栄養補給のみならず、豊かな心を育むためにも重要な役割を果たしています。対象児だけでなく、家族の食生活を見直す契機となるように対応していきます。
15	豊能広域こども急病センター等における小児救急医療の充実	豊能地域の夜間・休日の小児救急患者に対する初期救急診療体制の充実を図るため、豊能医療圏域（豊中市・池田市・吹田市・箕面市・豊能町・能勢町）を対象とした「豊能広域こども急病センター」を引き続き充実を図っていきます。
16	未熟児家庭訪問事業	出生体重が 2,500g 未満の未熟児の家庭に保健師が訪問し、発達・発育支援を行います。
17	医療費支援の充実	乳幼児から高校生までの入院・通院費の助成を行い、子育て世帯の医療費負担の軽減を図っていきます。



基本方向3 子どもの育ちを支える環境の整備

施策目標1 地域の子育て支援体制の充実

すべての子育て家庭が、不安や負担を抱え込むことなく、ゆとりをもって子育てができるように、身近なところで子育てについての相談や情報提供を行い、保護者の育児負担の軽減を図ります。

また、地域において安全・安心な子どもの居場所を確保するとともに、登下校時の見守り活動など地域協働のまちづくりを進めます。

【 具体的取組 】

① 子どもの見守り・相談

No	取組項目	内容
1	放課後子ども教室（わくわく教室）の充実	対象学年や定員を拡大し、放課後児童クラブ（留守家庭児童育成室）との連携を図り、一体的な運営を実施していきます。
2	児童家庭相談窓口の設置	児童虐待をはじめとして、さまざまな相談に教育支援課が窓口となり、各課や関係機関との連携により実施していきます。

② 地域での活動支援・見守り

No	取組項目	内容
1	地域での子どもの見守り（安全対策・犯罪予防）	地域の方の協力をいただきながら、子ども 110 番の旗配布や子どもの見守りをしていただける方に黄色い帽子を配布し、登下校時の見守り活動を実施していきます。
2	青少年育成団体への支援	各小学校区に設置している青少年育成協議会の連絡・協力体制の推進を図っていきます。
3	地域での活動・交流支援（子ども会、青少年指導員会、地区福祉委員会等）	青少年対策の一環として体験学習事業を企画・実施していきます。

③ 住宅・住環境に関する施策の充実

No	取組項目	内容
1	人を大切にするまちづくり	住民一人ひとりがさまざまな学習や活動、交流を通じてお互いに学びあい高めあうことができるよう、地域の自然・文化・歴史・施設・人材など、地域資源を活用した学習環境づくりを進めていきます。
2	安全・安心なまちづくり	本町周辺の道路交通網の整備が進み、交通事故や犯罪の増加が懸念される中、保護者、学校、警察、道路管理者等が連携し、危険個所の改善を図るなど、子どもの安全確保に努めます。
3	障害に対応した住宅改造等の推進	障害児がいる住居は、障害の程度や種別に応じて、安全かつ利便に優れたものとするため、日常生活用具の給付や住宅改造助成事業を実施しています。今後も引き続き、実施していきます。

④ 子育てバリアフリー化等

No	取組項目	内容
1	道路のバリアフリー化	ベビーカーや妊産婦をはじめ、あらゆる人が安心して通行できる道路の整備については、交差点等における歩道段差の切り下げ、路肩の改修や老朽化した路面の舗装等を計画的に進めていきます。
2	公共施設のバリアフリー化	公共施設において、スロープや手すりの設置のほか、トイレ内のベビーシートや授乳室の設置など、子育て家庭に配慮した施設の整備を図っていきます。
3	安全なまちとしての啓発推進	毎月第3水曜日を「子ども見守りデー」として、町の各部局及び各種団体が一体となり、小学生の下校時に見守りを実施していきます。また、子どもの安全や防犯など緊急を要する情報を配信していきます。

施策目標 2 地域における子どもの居場所づくりの推進

地域の中での公共施設等の活用を図り、地域活動等を通じた居場所づくりを推進します。また、自由な時間が減少傾向にある子どもに対して、既成の事業参加型だけでなく、地域の中で安心して子どもが交流を行う場として、自由に活動や学習、遊びができる子どもの居場所づくりを積極的に推進します。

【 具体的取組 】

① 子どもの遊びの場・集まる場づくり

No	取組項目	内容
1	学習の場の設置	公民館において、学習スペース等を設置し、自ら学ぶ環境を整え、学力の向上を図ります。
2	体験活動の場づくり	地域の協働や参画を得て、子どもが自然にふれあう場や夏休み子ども講座などの実施に努めます。
3	子どもが遊ぶ公園づくり	子どもが安心して利用できるように、除草・植木剪定・遊具点検及び補修などを実施していきます。
4	地域との協働による公園等の美化・管理	公園等の美化を推進するために、自治会との連携・協働を図っていきます。



基本方向4 すべての子どもが尊重されるまちづくり

施策目標1 子どもの権利侵害対策の充実

児童虐待は、子どもの心身の発達や人格の形成に重大な影響を与えます。要保護児童対策地域協議会や乳児家庭全戸訪問事業を活用して児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応に努めるとともに、虐待を受けた子どもや関係者に対するサポート体制を充実します。

【 具体的取組 】

① 子どもへの虐待防止

No	取組項目	内容
1	虐待防止における関係機関の連携	個別ケース検討会を中心に、実情に合わせた支援により虐待防止に対応していくとともに、要保護児童対策地域協議会の周知を図りながら、各関係機関のネットワーク強化を進めていきます。
2	地域での見守り体制の構築	要保護児童対策地域協議会において各関係機関との連携を図りも守りを強化するとともに児童虐待未然防止のための取組を実施していきます。
3	啓発事業の充実	児童虐待防止推進月間には、のぼり・ポスター・公用車用マグネットの掲示、リーフレットの配布、講演会の開催などオレンジリボンキャンペーンを実施し、地域住民に周知を図ります。

② いじめ・体罰等への対応

No	取組項目	内容
1	いじめ・体罰等の防止における関係機関の連携	各校・園所に相談窓口を設置するとともに、教職員への研修を実施し、未然防止に向けた取組を実施していきます。

施策目標 2 障害児の健全な育成支援

障害児の健全な発達を支援し、豊かな地域生活を送ることができるよう、障害のある児童・生徒の個々の発達の状況に応じたサポート体制を充実させます。

また、障害または支援を必要とする乳幼児に対し、早期相談・早期療育が可能となるよう、関係機関と連携しながら発達支援を行います。

【 具体的取組 】

No	取組項目	内容
1	障害児施策の充実	第3期障害者計画に基づき、関係機関との緊密な連携を図り早期からのきめ細やかな総合的な相談体制の整備に努めます。また、保育所入所について障害のある乳幼児の優先的利用の調整を図ります。
2	生活訓練指導の充実	小・中学校においても定期的に機能訓練等を実施しさまざまな生活機能相談を行います。
3	人権侵害や教育等に関する相談の充実	教育相談を実施し、学習や学校生活についての相談を子どもや保護者を対象に実施していきます。また、保育所・幼稚園・小学校・中学校の巡回相談を実施し、障害のある子どもの保護者からの相談に応じ育児不安等の解消や虐待の未然防止に努めます。
4	障害児の理解と交流の促進	学校においては、障害理解教育として町内障害福祉サービス事業所（北摂信愛園、たんぼぼの家、ひまわり）と交流を進めていきます。人権まちづくり協会では、障害者団体連絡会も構成員となり、地域との連携を図っていきます。
5	障害児に関わる人材の育成	ボランティア活動についての相談・紹介並びにボランティアグループへの支援・養成・育成を豊能町社会福祉協議会に委託しており、点訳講習会、手話講習会、朗読講習会等により、人材の育成を図っていきます。

教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の量の 見込みと確保方策

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があるとしています。

教育・保育提供区域ごとに定める必要利用定員総数が、今後の施設・事業整備量の指標となります。本町では、今後の保育ニーズに柔軟に対応していくには、広域での調整が必要となることから、教育・保育提供区域を1圏域（町全域）とします。



2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の推計の考え方

「子ども・子育て支援事業計画」においては、保育所や幼稚園などの整備、地域子ども・子育て支援事業の実施について、必要とされる量の見込みを算出し、その提供体制の確保の内容及び実施時期を定めることとなっています。

(1) 「認定区分」と「家庭類型」

① 認定区分について

年齢と保育の必要性（事由・区分）に基づいて、1・2・3号認定に区分します。これまでの保育所の利用要件である「保育に欠ける事由」に追加や緩和がされています。

現行の「保育に欠ける」事由 (児童福祉法施行令 27 条)	新制度における「保育の必要性」の事由 (子ども子育て支援法 施行規則第 1 条)
<ul style="list-style-type: none"> ○以下のいずれかの事由に該当し、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められること ①昼間労働することを常態としていること（就労） ②妊娠中であるか又は出産後間がないこと（妊娠、出産） ③疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること（保護者の疾病、障害） ④同居の親族を常時介護していること（同居親族の介護） ⑤震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること（災害復旧） ⑥前各号に類する状態にあること（その他） 	<ul style="list-style-type: none"> ○以下のいずれかの事由に該当すること ※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能 ①就労 <ul style="list-style-type: none"> ・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応（一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く） ・居宅内の労働（自営業、在宅勤務等）を含む。 ②妊娠、出産 ③保護者の疾病、障害 ④同居又は長期入院等している親族の介護・看護 <ul style="list-style-type: none"> ・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護 ⑤災害復旧 ⑥求職活動 <ul style="list-style-type: none"> ・起業準備を含む ⑦就学 <ul style="list-style-type: none"> ・職業訓練校等における職業訓練を含む ⑧虐待やDVのおそれがあること ⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること ⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

保育標準時間（主にフルタイムの就労を想定。現行の11時間の開所時間に相当）及び保育短時間（主にパートタイムの就労を想定。）の2区分の保育必要量を設けることになります。

上記内容に加え、年齢で区分すると認定区分は、以下のとおりとなります。

	保育を必要とする		保育を必要としない	
3～5歳児	2号認定	保育標準時間利用（11時間）	1号認定	教育標準時間利用（3～4時間）
0～2歳児	3号認定	保育短時間利用（8時間）		

② 家庭類型について


特定教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業のニーズ量を把握するためには、1・2・3号の認定区分にそれぞれどれだけの家庭が該当するか想定することが必要です。

そのためにアンケート調査結果から、対象となる子どもの父母の有無、就労状況からタイプAからタイプFの8種類の類型化を行います。

類型化した区分を「家庭類型」と言い、「現在の家庭類型」と、母親の就労希望を反映させた“潜在的な家庭類型”の種類ごとに算出します。

		母親		パートタイム就労(産休・育休含む)				未就労
		ひとり親	フルタイム就労 (産休・育休含む)	120時間以上	120時間未満 96時間以上	96時間未満 64時間以上	64時間未満	
父親	ひとり親	タイプA						
	フルタイム就労 (産休・育休含む)		タイプB	タイプC	タイプC	タイプC	タイプC'	
(産休・育休含む) パートタイム就労	120時間以上		タイプC	タイプE	タイプE	タイプE	タイプE'	タイプD
	120時間未満 96時間以上		タイプC	タイプE	タイプE	タイプE		
	96時間未満 64時間以上		タイプC	タイプE	タイプE	タイプE		
	64時間未満		タイプC'		タイプE'			
	未就労				タイプD		タイプF	

↑ 保育の必要性あり
↑ 保育の必要性なし

 : 下限時間は、現在の120時間から、平成27年には96時間に引き下げ、その後64時間に引き下げる予定のため、保育の必要性がある家庭は最終的にこの枠までとなります。

- タイプA : ひとり親家庭(母子または父子家庭)
 - タイプB : フルタイム共働き家庭(両親ともフルタイムで就労している家庭)
 - タイプC : フルタイムとパートタイム(「月120時間以上」又は「下限時間~120時間の一部」)の共働き家庭
 - タイプC' : フルタイムとパートタイム(月下限時間未満)の共働き家庭
 - タイプD : 専業主婦(夫)家庭
 - タイプE : パートタイム共働き家庭(双方が、「月120時間以上」又は「下限時間~120時間の一部」)
 - タイプE' : パートタイム共働き家庭(いずれかが「月下限時間未満」で他方は「下限時間~120時間の一部」)
 - タイプF : 無業の家庭(両親とも無職の家庭)
- ※ 育児・介護休業中の方もフルタイムで就労しているとみなして分類しています。

(2) 「量の見込み」の算出項目

下記の 1～10 事業については、全国共通で「量の見込み」の算出を行います。

【 教育・保育の量の見込み 】

	対象事業	(認定区分)		調査対象家庭	調査対象年齢
1	教育標準時間認定	幼稚園 認定こども園	1号認定	専業主婦(夫)家庭 就労時間短家庭	3～5歳
2	保育認定	幼稚園	2号認定	共働きで幼稚園利用のみ 希望の家庭	
	保育認定	認定こども園 保育所		ひとり親家庭 共働き家庭	0～2歳
3	保育認定	認定こども園 保育所 地域型保育	3号認定	ひとり親家庭 共働き家庭	0～2歳

【 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み 】

	対象事業	調査対象家庭	調査対象児童
4	時間外保育事業（保育所延長保育）	ひとり親家庭 共働き家庭	0～5歳
5	放課後児童健全育成事業（学童クラブ事業）	ひとり親家庭 共働き家庭	5歳 1～3年生 4～6年生
6	子育て短期支援事業 （ショートステイ） （トワイライトステイ）	すべての家庭	0～5歳 1～6年生
7	地域子育て支援拠点事業	すべての家庭	0～2歳
8	一時預かり事業 （幼稚園在園児対象の一時預かり）	専業主婦(夫)家庭	3～5歳
	（その他）	ひとり親家庭・共働き家庭	0～5歳
9	病児保育事業	ひとり親家庭 共働き家庭	0～5歳 1～6年生
10	子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）	すべての家庭	0～5歳 1～3年生 4～6年生

3 幼児期における学校教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 幼稚園、保育所、認定こども園

【事業概要】

幼稚園は義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児のすこやかな成長のために適当な環境を与えて、その心身を助長することを目的としています。

保育所は、保護者が日中就労や疾病等により、就学前児童を保育することができないと認められる場合に、保護者に代わり保育を実施します。

この他に、幼稚園、保育所の機能を備え、就学前の教育、保育、子育て支援サービスを総合的に提供する認定こども園があります。

【現状】

		平成 26 年度			
		1 号	2 号	3 号	
		3 歳以上 教育希望	3 歳以上 保育が必要	1・2 歳 保育が必要	0 歳 保育が必要
在籍児童数		151 人 (5 月 1 日現在)	109 人 (弾力含む)	56 人	3 人
定員		260 人	94 人	52 人	14 人
充足率		58.1%	116.0%	107.7%	21.4%
定員	幼稚園	180 人	—	—	—
	認可保育所	—	49 人	33 人	8 人
	認定こども園	80 人	45 人	19 人	6 人

4 月 1 日現在

【今後の方向性】

0歳～2歳においては、母親の就労状況等で保育ニーズが発生する可能性があることから、特に育休明けの1歳はニーズに対応できるように確保する必要があります。

特に、ニーズの増加が見込まれる1、2歳児については、3歳児への円滑な連携を確保しつつ、年度途中の定員の弾力的運用による受入等を引き続き行い、確保を図る必要があります。

母親の就労意向等を踏まえ、入所要件の就労時間を見直し、現行の就労時間120時間（1か月当たり）を段階的に64時間まで引き下げます。

幼稚園の利用者の減少が見込まれる中、西地区の認定こども園の推進を検討していきます。幼稚園の預かり保育についても一時預かり事業として充実を図ります。

（2）幼稚園及び認定こども園の確保内容及びその実施時期 ●●●●●●

	（年間）				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
ニ ー ズ 量 （1号認定）	141人	130人	119人	116人	115人
ニ ー ズ 量 （2号認定）	10人	10人	10人	9人	9人
ニ ー ズ 量 計 ①	151人	140人	129人	125人	124人
実 施 箇 所 数 （確保方策）	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
提 供 量 ②	260人	260人	260人	260人	260人
過 不 足 （②-①）	109人	120人	131人	135人	136人

(3) 保育所及び認定こども園等の確保内容及びその実施時期 ●●●●●●

		(年間)				
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
3歳～5歳						
ニーズ量 (2号認定)①		108人	101人	93人	90人	89人
0歳～2歳						
ニーズ量 (3号認定) ①	0歳	14人	14人	13人	13人	12人
	1・2歳	57人	57人	54人	51人	49人
実施箇所数 (確保方策)		2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
提供量 (既存) ②	3～5歳	94人	94人	94人	94人	94人
	0歳	14人	14人	14人	14人	14人
	1・2歳	52人	52人	52人	52人	52人
過不足 (②-①)	3～5歳	▲14人	▲7人	1人	4人	5人
	0歳	0人	0人	1人	1人	2人
	1・2歳	▲5人	▲5人	▲2人	1人	3人

【保育利用率の目標値】

保育の利用定員数に関する各年度の整備目標は、提供量であるため、各年度の保育利用率の目標値は、満3歳未満の子どもに占める確保方策の割合により定めます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
推計児童数 (0～2歳)	194人	192人	183人	175人	167人
提供量 (0～2歳)	66人	66人	66人	66人	66人
保育利用率(目標)	34.0%	34.4%	36.1%	37.7%	39.5%

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 時間外保育事業

【事業概要】

保育認定を受けた子どもについて、認可保育所や認定こども園等で、通常の保育時間を超えて延長して保育を実施する事業です。

【現状】

利用者数は、年々増加傾向にあり、平成26年度では40人となっています。

	(年間)				
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数	20人	59人	85人	67人	40人
実施箇所数	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所

【今後の方向性】

現行でもニーズを満たしており、新制度では、保育終了時間後のニーズに応じながら、継続的に取り組んでいきます。

	(年間)				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
ニ ー ズ 量	75人	72人	67人	65人	63人
実 施 箇 所 数 (確 保 方 策)	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
提 供 量	75人	72人	67人	65人	63人
過 不 足 (提 供 量 - ニ ー ズ 量)	0人	0人	0人	0人	0人

(2) 放課後児童健全育成事業（留守家庭児童育成室）

【事業概要】

保護者が就業等により昼間家庭にいない児童を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、支援員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。平日の放課後のほか、土曜日、夏休み等の長期休暇中にも実施します。

【現状】

平成 26 年度の入室児童数は、低学年のみで 77 人となっています。

(年間)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
入室児童数	93 人	76 人	83 人	78 人	77 人
育成室数	3	3	3	3	3

【今後の方向性】

放課後や週末等に子どもたちが安全で安心してすこやかに育まれるよう、放課後子ども教室と留守家庭児童育成室（放課後児童クラブ）を連携して実施します。平成 27 年度から対象学年、定員を拡充し、学校の余裕教室等を利用するなど、ニーズに対応していきます。

(年間)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニーズ量 (1～3 年生)	91 人	84 人	89 人	79 人	74 人
ニーズ量 (4～6 年生)	65 人	61 人	55 人	55 人	51 人
合計	156 人	145 人	144 人	134 人	125 人
実施箇所数 (確保方策)	3 箇所	3 箇所	3 箇所	3 箇所	3 箇所
提供量	120 人	150 人	150 人	150 人	150 人
過不足 (提供量-ニーズ量)	▲ 36 人	5 人	6 人	16 人	25 人

(3) 子育て短期支援事業

【事業概要】

保護者の疾病や仕事等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、必要な保護を行う事業で、短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）と夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）があります。

【現状】

現状は未実施となっています。

【今後の方向性】

養育困難な在家庭の支援を行う制度なので、限られたニーズに対応することになりますが、近隣施設との連携を図りながら供給体制を確保していく必要があります。

(年間)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニ ー ズ 量	17 人日	16 人日	15 人日	14 人日	14 人日
実 施 箇 所 数 (確 保 方 策)	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
提 供 量	17 人日	16 人日	15 人日	14 人日	14 人日
過 不 足 (提 供 量 - ニ ー ズ 量)	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

(4) 地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【現状】

平成 23 年度に「いちごルーム」を開設し、町内 2 箇所で開催しています。

(年間)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
延べ利用者数	1,069 人回	2,043 人回	2,180 人回	2,003 人回
実施箇所数	1 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所

【今後の方向性】

0、1 歳児の利用が多いことから、継続して「安心して集える場」の確保を進めます。さらに、西地区の認定こども園の推進を視野に入れ、実施箇所を確保するなど充実を図ります。

(年間)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニーズ量	2,645 人回	2,618 人回	2,495 人回	2,386 人回	2,277 人回
実施箇所数 (確保方策)	2 箇所	3 箇所	3 箇所	3 箇所	3 箇所
提供量	2,645 人回	2,618 人回	2,495 人回	2,386 人回	2,277 人回
過不足 (提供量－ニーズ量)	0 人回	0 人回	0 人回	0 人回	0 人回

(5) 一時預かり事業

【事業概要】

通常の教育時間の終了後や長期休業期間中などに、保護者の要請に応じて、希望する者を対象に実施する事業です。

また、保護者が冠婚葬祭や育児疲れなどの理由により、家庭での保育が一時的に困難となった子どもについて、主として昼間、子育て支援拠点等で一時的に預かる事業です。

【現状】

平成 25 年度の幼稚園年延べ利用者数は、6,498 人日となっています。

(年間)

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
年延べ利用者数	幼稚園	6,209 人日	5,043 人日	6,498 人日
	認可保育所	0 人日	0 人日	0 人日

【今後の方向性】

幼稚園における在園児を対象とした預かり保育及び在宅家庭の子どもの一時預かりについては、新制度のもと、料金体系、利用時間等を整理し、供給体制の充実を図ります。

< 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育） >

(年間)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニーズ量（幼稚園）	2,480 人日	2,313 人日	2,118 人日	2,053 人日	2,035 人日
ニーズ量（2号認定の幼稚園の定期的利用）	2,200 人日	2,200 人日	2,200 人日	1,980 人日	1,980 人日
合計	4,680 人日	4,513 人日	4,318 人日	4,033 人日	4,015 人日
実施箇所数（確保方策）	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所
提供量（幼稚園）	4,680 人日	4,513 人日	4,318 人日	4,033 人日	4,015 人日
過不足（提供量－ニーズ量）	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

<幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）以外>

(年間)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
二 ー ズ 量	1,931 人日	1,853 人日	1,732 人日	1,667 人日	1,621 人日
実 施 箇 所 数 (確 保 方 策)	2 箇所	3 箇所	3 箇所	3 箇所	3 箇所
提 供 量	1,931 人日	1,853 人日	1,732 人日	1,667 人日	1,621 人日
過 不 足 (提 供 量 - ニ ー ズ 量)	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日



(6) 病児病後児保育事業

【事業概要】

病気や病気回復期の児童で、保護者の就労等の理由で、保護者が保育できない際に、保育施設で児童を預かる事業です。

【現状】

現状は未実施となっています。

ただし、体調不良児の対応型の保育のみ 2 保育所で実施しています。

【今後の方向性】

今後、ニーズに対応できるよう、医療機関と連携した病後児保育の可能性について検討していきます。体調不良児の対応型保育に加え、保育所の保健室の環境を整えるなど、病後児保育の実施について検討していきます。

また、看護師等有資格者の登録会員を拡充し、ファミリー・サポート・センターにおける受け入れを検討していきます。

(年間)					
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニ ー ズ 量	420 人日	402 人日	375 人日	361 人日	352 人日
実 施 箇 所 数 (確 保 方 策)	体調不良児の対応型の保育については、2 箇所で実施				
提 供 量	420 人日	402 人日	375 人日	361 人日	352 人日
過 不 足 (提 供 量 - ニ ー ズ 量)	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

(7) ファミリー・サポート・センター（就学児童のみ） ●●●●●●●●

【事業概要】

児童の一時的な預かりや外出支援について、援助を依頼したい人と協力したい人が会員となり、有償で子どもを自宅で預かる相互援助活動組織で、依頼会員はおおむね小学生までの子どもを持つ保護者です。

【現状】

小学生利用者は、年々減少し、平成 25 年度では 15 人日となっています。

(年間)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
小学生利用者	118 人日	117 人日	88 人日	70 人日	15 人日

【今後の方向性】

支援体制の充実及び事業の継続性を図るため、継続して提供会員の講習会を実施し、提供会員を増やしていく必要があります。

(年間)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニーズ量	208 人日	208 人日	208 人日	208 人日	208 人日
提供量	208 人日	208 人日	208 人日	208 人日	208 人日
過不足 (提供量－ニーズ量)	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

(8) 利用者支援事業

【事業概要】

子ども及びその保護者、または妊娠している方に対して、またはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【今後の方向性】

相談員の配置場所や相談内容について今後5か年の計画の中で検討し充実を図ります。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
実施箇所数 (確保方策)	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所



(9) 妊婦健康診査

【事業概要】

母子保健法に基づき、妊婦及び胎児の健康増進、妊婦の生活習慣改善を目的として健康診査を行う事業です。

【現状】

平成 25 年度では、65 人となっています。

(年間)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
受 診 者 数	75 人	69 人	62 人	65 人

【今後の方向性】

今後も引き続き、妊婦健康診査受診票・助成券を配布し、妊婦健康診査費用の一部（14 回分）を助成していきます。

(年間)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニ ー ズ 量	57 人	54 人	52 人	50 人	47 人
	798 人回	756 人回	728 人回	700 人回	658 人回
実 施 体 制 (確 保 方 策)	大阪府内医療機関及び町委託医療機関において妊娠期間中に血液検査や超音波検査等を実施します。				
提 供 量	57 人	54 人	52 人	50 人	47 人
	798 人回	756 人回	728 人回	700 人回	658 人回
過 不 足 (提 供 量 - ニ ー ズ 量)	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	0 人回	0 人回	0 人回	0 人回	0 人回

(10) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業概要】

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況ならびに養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に結びつける事業です。

【現状】

平成25年度では、48人となっています。

(年間)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
訪問数	86人	60人	61人	48人

【今後の方向性】

少子化、核家族化により孤立し、祖父母や近隣住民からの援助もない中で子育てをしていく保護者が不安に陥らないよう、安心して子育てができるよう必要な支援や助言を行うために、引き続き全戸訪問し、切れ目のない子育て支援に努めていきます。

(年間)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
ニーズ量	59人	57人	54人	52人	50人
実施体制 (確保方策)	必要な支援や助言を行うために、引き続き全戸訪問に努めていきます。				
提供量	59人	57人	54人	52人	50人
過不足 (提供量-ニーズ量)	0人	0人	0人	0人	0人

(11) 養育支援訪問事業等

【事業概要】

児童の養育を行うために支援が必要でありながら、何らかの理由により子育てに係るサービスが利用できない家庭に対し、養育に関する専門的な相談指導・助言、家事等の養育支援を行います。

【現状】

平成 25 年度では、2 人となっていますが、育児支援のヘルパーとしては実施できていない状況です。

また、事業委託ができる事業所の支援等、適切な養育支援が行えるよう体制整備に努めます。

(年間)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実 訪 問 世 帯 数	3 世帯	3 世帯	3 世帯	2 世帯

【今後の方向性】

相談支援については職員の相談技術のさらなるスキルアップを図り、充実させていきます。

(年間)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニ ー ズ 量	2 人	2 人	2 人	2 人	2 人
実 施 体 制 (確 保 方 策)	相談支援については職員の相談技術のさらなるスキルアップを図ります。				
提 供 量	2 人	2 人	2 人	2 人	2 人
過 不 足 (提供量 - ニーズ量)	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業 ●●●●●●●●●●●●●●●●

【事業概要】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【今後の方向性】

事業については、国や府の動向を踏まえ、今後の事業の実施について検討します。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 ●●●●

【事業概要】

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

【今後の方向性】

本町の保育ニーズ量や提供量等を踏まえ、今後の事業の実施について検討します。

1 施策の実施状況の点検

計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課を中心に具体的施策の進行状況について把握するとともに、「豊能町子ども・子育て審議会」での意見を踏まえ、施策の実施状況について点検、評価し、子ども・子育てニーズに合った諸施策を実施するものとします。

なお、5章の「教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の量の見込みと確保方策」については、年度ごとにニーズ量と確保方策を示していることから、実施状況について年度ごとに進捗状況を管理し、利用者の動向等を踏まえ、翌年度以降の事業展開に活かしていくものとします。

2 国・府等との連携

計画に掲げる取組については、町が単独で実施できるもののほかに、制度や法律に基づく事業もあるため、国や府、近隣市との連携を深め、必要に応じて協力要請を行い、計画を推進します。

1 豊能町子ども・子育て審議会条例

平成 25 年 12 月 17 日条例第 26 号

豊能町子ども・子育て審議会条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 77 条第 1 項に規定する合議制の機関として、豊能町子ども・子育て審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者、医療関係者、社会福祉関係者、教育関係者、保育関係者、事業者、子育て支援に関する活動を行う者及び子どもの保護者のうちから、町長が委嘱する。

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

(関係者の出席等)

第5条 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2 豊能町子ども・子育て審議会規則

平成 25 年 12 月 27 日規則第 26 号

豊能町子ども・子育て審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、豊能町子ども・子育て審議会条例（平成 25 年条例第 26 号）第6条の規定に基づき、豊能町子ども・子育て審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(委員)

第2条 委員は、次に掲げる者について町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者 2人以内
- (2) 医療関係者 1人以内
- (3) 社会福祉関係者 2人以内
- (4) 教育関係者及び保育関係者 2人以内
- (5) 事業者 1人以内
- (6) 子育て支援に関する活動を行う者及び子どもの保護者 2人以内

(庶務)

第3条 審議会の庶務は、教育総務課において処理する。

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

3 豊能町子ども・子育て審議会 審議経過等

会議等	開催日	審議内容等												
第1回 豊能町子ども・子育て 審議会	平成26年1月16日	<ul style="list-style-type: none"> ・会長・副会長の選任について ・豊能町子ども・子育て審議会傍聴要領(案)について ・子ども・子育て支援新制度及び豊能町子ども・子育て審議会の役割等について ・子ども・子育て支援等に関するニーズ調査(案)について 												
子育て支援に関する アンケート調査	2月7日 ～2月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・調査対象 町内在住の0歳～11歳までの子どもの保護者 ・アンケート回収状況 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>配布数</th> <th>有効回答数</th> <th>回収率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>就学前児童</td> <td>439通</td> <td>308通</td> <td>70.2%</td> </tr> <tr> <td>小学生児童</td> <td>606通</td> <td>495通</td> <td>81.7%</td> </tr> </tbody> </table> 		配布数	有効回答数	回収率	就学前児童	439通	308通	70.2%	小学生児童	606通	495通	81.7%
	配布数	有効回答数	回収率											
就学前児童	439通	308通	70.2%											
小学生児童	606通	495通	81.7%											
第2回 豊能町子ども・子育て 審議会	3月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果について ・教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」案について 												
第3回 豊能町子ども・子育て 審議会	6月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の見込量と確保策の検討について ・豊能町子ども・子育て支援事業計画の構成について 												
第4回 豊能町子ども・子育て 審議会	7月31日	<ul style="list-style-type: none"> ・豊能町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について ・豊能町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について ・豊能町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について ・豊能町保育の必要性の認定に関する基準について 												
第5回 豊能町子ども・子育て 審議会	10月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・豊能町子ども・子育て支援事業計画(素案)について ・豊能町保育の必要性の認定基準に関する条例の制定について ・豊能町立留守家庭児童育成室条例の改正について 												
パブリックコメント 実施	平成27年1月23日 ～2月13日	意見1件												
第6回 豊能町子ども・子育て 審議会	2月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・豊能町子ども・子育て支援事業計画(案)について ・豊能町立認定こども園条例の改正について ・豊能町子どものための教育・保育給付に関する利用者負担を定める条例の制定について 												

4 豊能町子ども・子育て審議会 委員名簿

区分	委員名	備考
学識経験者 (規則第2条第1号)	鈴木 正敏	会長
学識経験者 (規則第2条第1号)	一丸 知代子	
医療関係者 (規則第2条第2号)	西浦 美智代	
社会福祉関係者 (規則第2条第3号)	北井 陽子	
社会福祉関係者 (規則第2条第3号)	中谷 房子	副会長
教育関係者及び保育関係者 (規則第2条第4号)	三浦 櫻子	
教育関係者及び保育関係者 (規則第2条第4号)	村本 和子	
事業者 (規則第2条第5号)	宝関 イツ子	
子育て支援に関する活動を行う者 及び子どもの保護者 (規則第2条第6号)	喜田 美佳	
子育て支援に関する活動を行う者 及び子どもの保護者 (規則第2条第6号)	八木 隆枝	

5 用語解説 (50 音順)

【あ行】

預かり保育

保護者の要請等により、幼稚園において通常の教育時間終了後に希望者を対象として行なう教育活動のこと。

生きる力

知・徳・体のバランスのとれた力のこと。

変化の激しいこれからの社会を生きる子どもたちに身に付けさせたい「確かな学力」、「豊かな人間性」、「健康と体力」の3つの要素からなる力のこと。

NPO

民間非営利組織、ノンプロフィット・オーガニゼーション(Non-Profit Organization)の頭文字をとったもの。営利を目的とせず、社会的な活動を行う民間組織。平成10年に制定された特定非営利活動促進法により、法人格(特定非営利活動法人)の取得が容易になった。

【か行】

協働

行政、住民活動を行うもの、住民及び事業者が共通する目的の実現に向けて、それぞれの果たすべき役割と責任を理解し、互いの特性を生かして協力し行動すること。

合計特殊出生率

人口統計上の指標で、一人の女性が一生に産む子どもの数を示す。女性が出産可能な年齢を15歳から49歳までと規定し、それぞれの出生率を出し、足し合わせることで、人口構成の偏りを排除し、一人の女性が一生に産む子どもの数の平均を求めたもの。

【さ行】

小規模保育

0歳～3歳未満児までのお子さんを対象とした、定員6人～19人の少人数保育のこと。

ショートステイ事業

保護者が疾病その他の理由により、児童を養育することが一時的に困難になった場合に、その児童を宿泊で預かる制度のこと。

【た行】

確かな学力

知識や技能はもちろんのこと、これに加えて、学ぶ意欲や自分で課題を見付け、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題解決する資質や能力等まで含めたもの。

トワイライトステイ事業

保護者が仕事その他の理由により、平日の夜間に不在になった場合に、その児童を夕方から夜にかけて預かる制度のこと。

【な行】

認可保育所

保護者や同居の親族が仕事・病気などで、昼間にお子さんを保育できない場合に、保護者に代わって保育する児童福祉施設のこと。

認定こども園

従来の保育所と幼稚園の機能を有し、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能と地域における子育て支援を行う機能を備える施設のこと。

【は行】

バリアフリー

社会生活をしていく上で妨げとなる障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、建物や道路の段差解消など生活環境上の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く、社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

不登校

何らかの心理的・情緒的・身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくてもできない状態（病気や経済的な理由によるものを除く）にあること。

【ま行】

民生委員児童委員協議会

「民生委員法」によって市町村の一定区域ごとに設置されており、一人ひとりの民生委員・児童委員を会員として、個々の委員活動を支える役割を果たすもの。互選により決定された代表者（会長）のもと、課題別の委員会・部会を設置するなどにより組織的な活動も行う。

【ら行】

療育

発達に支援の必要な子どもが社会的に自立することを目的として、子どもの有する能力を十分に発揮できるよう援助すること。

豊能町子ども・子育て支援事業計画
とよの すくすく子どもプラン
平成 27 年 3 月

発行・編集：豊能町
〒563-0292
大阪府豊能郡豊能町余野 414 番地の 1